

【資料30-1】長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- ア 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	上伊那○ 木曾
上伊那	諏訪○ 飯伊
飯伊	上伊那○ 木曾
木曾	飯伊○ 諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、○印の代表市町村が派遣。

【資料30-2】長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)被災市町村の情報収集と状況把握
- (2)災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3)応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4)輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5)応援活動に関する県との連絡調整

(前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村等が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村を他の構成市町村が協議の上、決定するものとする。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1)要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
 - (2)所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの他の構成市町村に要請するものとする。
 - (3)所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、隣接するブロックの代表市町村に要請するものとする。
- 2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し、要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1)連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2)備蓄物資、資機材一覧表
- (3)その他応援に必要な情報

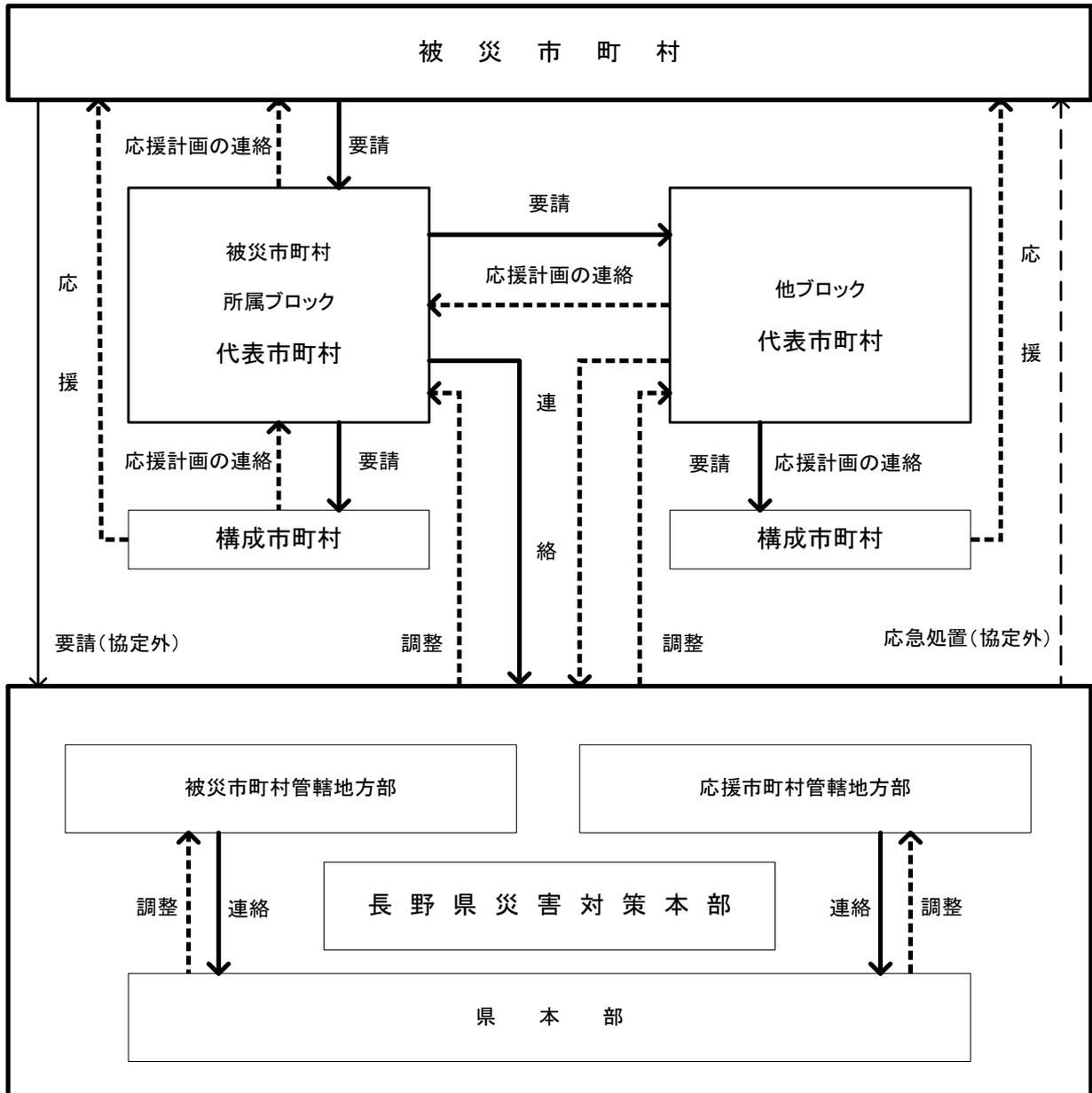
附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



凡 例	→	要請に係る系統(応援協定)
	- - ->	応援に係る系統(応援協定)
	→	要請に係る系統(協定外)
	- - ->	応援に係る系統(協定外)

【資料30-3】 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、諏訪広域圏内に属する岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村のそれぞれの市町村（以下「構成六市町村」という。）において、災害が発生し、被災地独自では十分に被災者の援護等の応急推置ができないなどにより応援を必要とする場合に災害対策基本法（昭和36作法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、六市町村間においての応援措置を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 構成六市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 被災者の救助並びに医療機関及び防疫施設の応急復旧等に必要な資器財又は物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の応援
- (5) 前各一号に定めるもののほか、特に要請がある事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし緊急の場合には、電話又は電信等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げるものの品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員数
- (4) 応援の場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急応援)

第5条 構成六市町村は、事態が緊急を要するときは、応援要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援市町村の職員等は、被災市町村の首長の指揮下に入り行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った各市町村の負担とする。

(資料等の交換)

第8条 構成六市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料若しくは情報を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第9条 構成六市町村は相互応援の円滑化を図るため、連絡会議を置くことができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、構成六市町村がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が相互に協議して別に定めるものとする。

第11条 この一協定は、平成7年8月22日から効力を発生するものとする。

この協定締結の証として本書7通を作成し、諏訪地域広域市町村圏事務組合長及び諏訪地域市町村長が記名押印のうえおのおの1通を保有する。

平成7年8月22日

諏訪地域広域市町村圏事務組合

組合長	笠原 俊一
岡谷市長	林 泰章
諏訪市長	笠原 俊一
茅野市長	矢崎 和広
下諏訪市長	新村 益雄
富士見町長	有賀 武治
原村長	菊地八五郎

諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定第 10 条第 2 項の規定による協議書

「災害時の医療救護活動に関する協定書」第 14 条の損害補償については、次のとおり定める。

(損害補償)

- 一 医療救護活動従事中に医療救護班に属する者が被害を受けたときは、被災市町村の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に準じて補償を行うものとする。
- 一 医療施設等において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、被災市町村が負担する。

(第三者に対する損害補償)

- 一 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、被災市町村とその医療救護活動を行った医師会が所属する市町村が、協議のうえ定めるものとする。

平成 8 年 3 月 26 日

諏訪地域広域市町村圏事務組合

組合長	笠原 俊一
岡谷市長	林 泰章
諏訪市長	笠原 俊一
茅野市長	矢崎 和広
下諏訪市長	新村 益雄
富士見町長	有賀 武治
原村長	菊地八五郎

【資料30-4】長野県消防相互応援協定書

長野県消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合をいう。以下に同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

第2章 相互応援

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 消防応援 消防隊による応援

(2) 救助応援 救助隊による応援

(3) 救急応援 救急隊による応援

(4) その他の応援 上記以外の応援

(応援要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

(1) 第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請

(2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第1

要請を除く。)

(3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

- 2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。
- 4 自衛隊に対して応援要請をしたときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別な事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。
- 3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生時の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当
- イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 消防活動に要した消火剤
- オ 燃料及び給食等に要する経費
- カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及び同法36条の3第1項の規定による損害補償費

(損害賠償)

第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

第4章 協議

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

2 栄村にあっては、当分の間、必要に応じて応援するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

(別表)

区 分	市 町 村 等
北 信 地 域	長野市 須坂市 更埴市 坂城戸倉上山田消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東 信 地 域	上田地域広域行政事務組合 佐久地域広域行政事務組合
中 信 地 域	松本地域広域行政事務組合 大北地域広域市町村圏事務組合 木曾広域行政事務組合
南 信 地 域	岡谷市 諏訪市 下諏訪町 諏訪南行政事務組合 伊那消防組合 伊南行政組合 飯伊広域行政組合

【資料30-5】長野県消防相互応援協定実施細則

長野県消防相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書（平成8年2月14日締結。以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、消防相互応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関の選定等)

第2条 協定第4条第2項に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、次のとおりとする。

- (1) 地域代表消防機関 協定別表に掲げる各地域の長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、総括代表消防機関を兼ねることができる。
 - (2) 総括代表消防機関 長野県消防長会長が属する消防本部とする。
- 2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関が行う連絡連絡調査は、次に掲げる事項とするものとする。
- (1) 応援部隊の編成計画の作成及び調整に関すること。
 - (2) 各消防機関の応援可能資機材等に関すること。
 - (3) 応援要請及び情報伝達に関すること。
 - (4) 応援部隊の技術の向上及び訓練計画に関すること。
 - (5) その他必要な事項
- 3 地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、地域代表消防機関が属する地域内の消防本部又は他の消防本部が、地域代表消防機関を代行し、総括代表消防機関の代行は地域代表消防機関が行うものとする。

(応援要請の事項)

第3条 応援要請側の市町村等の長は、次に掲げる事項を電話その他の方法により連絡し、後日応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び状況
 - (2) 応援隊の種別、隊数及び資機材等
 - (3) 応援隊の終結場所
 - (4) 応援隊の活動範囲及び任務
 - (5) 使用無線周波数
 - (6) 安全管理上の注意事項
 - (7) その他必要と思われる事項
- 2 協定第6条第1項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため、長野県緊急消防援助隊応援出動計画の規定を準用し、連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 協定第7条第2項に基づき応援隊を派遣する市町村等は、次に掲げる事項について電話その他の方法で通知し、後日応援通知書（様式第2号）を送付するものとする。

- (1) 派遣人員
 - (2) 派遣車両
 - (3) 資機材等の種別及び数量
 - (4) 出発時刻及び到着予定時刻
 - (5) 指揮責任者
- 2 応援隊にあっては、応援要請に迅速に対応するため原則として当直隊が出動するものとする。

(応援隊の誘導等)

第5条 要請側の消防長は、必要に応じて応援隊到着予定地に誘導員を配置して応援隊の誘導に努めるとともに、応援活動上必要な資機材等を貸与するものとする。

(応援隊の報告)

第6条 応援隊の長は、現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者から次の事項について情報の提供を受け活動するものとする。

- (1) 災害の状況及び進入経路
- (2) 活動方針、任務及び使用無線周波数
- (3) その他必要な事項

2 応援側の市町村等の長は、応援活動終了後、要請側の市町村等の長に対して応援活動の内容を応援活動状況報告書(様式第3号)により報告するものとする。

3 要請側の消防長は、応援活動終了後速やかに総括代表消防機関及び応援側の消防長に対して、災害等の概要を災害等状況報告書(様式第4号)により報告するものとする。

(応援隊の編成及び指揮)

第7条 複数の応援隊を派遣する場合の部隊編成は、地域代表消防機関又は総括代表消防機関が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、第2第3項の規定を準用するものとする。

3 前2項の規定により部隊編成された応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者の指示を受け、応援隊を指揮するものとする。

(総括代表消防機関等への連絡)

第8条 応援隊の派遣要請があった場合及び自主応援した場合は、関係する地域代表消防機関へ連絡するものとする。

2 地域代表消防機関は、前項の連絡があった場合、総括代表消防機関へ速やかにその旨を連絡するものとする。

(応援要請の解除)

第9条 要請の解除をした場合は、応援要請解除通知書(様式第5号)により通知するとともに地域代表消防機関に連絡するものとする。

(会議室)

第10条 協定事項の円滑な推進を図るため、協議会及び地域連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

(協議会)

第11条 協議会は、県内の市町村等の消防長をもって構成し、総括代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(地域連絡会議)

第12条 地域連合会議は、県内4ブロックごとに地域内の市町村などの消防長をもって構成し、地域代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(その他会議)

第13条 総括代表消防機関の消防長は、必要に応じて会議を招集することができるものとする。

(協議事項)

第 14 条 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1)長野県消防相互応援に関する事。
- (2)警防技術及び訓練に関する事。
- (3)市町村の消防状況、消防事象、特殊災害等の資材の交換に関する事。
- (4)消防用資機材の備蓄状況及び開発研究に関する事。
- (5)その他必要な事項

(協議)

第 15 条 この実施細則に定めのない事項又はこの実施細則についての変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細則は、平成 8 年 2 月 14 日から施行する。

【資料30-6】緊急消防援助隊運用要綱

緊急消防援助隊運用要綱

	平成16年3月26日	消防震第19号
改正	平成17年3月30日	消防震第14号(い)
改正	平成18年2月14日	消防応第15号(ろ)
改正	平成18年6月22日	消防応第94号(は)
改正	平成20年7月2日	消防応第109号(に)
改正	平成20年8月27日	消防応第152号(ほ)

目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等実施計画
- 第3章 応援等出動
- 第4章 部隊移動
- 第5章 応援等指揮活動
- 第6章 受援計画
- 第7章 報告
- 第8章 その他

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)、緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成16年2月6日付け消防震第9号。以下「基本計画」という。)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」(平成16年2月6日付け消防震第10号。以下「長官通知」という。)に定めるもののほか、緊急消防援助隊の出動及び活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

(代表消防機関の選定等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号にさだめるところによる。

- (1) 被災地とは、大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。
- (2) 現地消防本部とは、被災地に係る消防本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地に係る市町村長又はその委任を受けた消防庁をいう。
- (4) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。(は)
- (5) 授援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (6) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (7) 代表消防機関とは、基本計画第2章第1節3(2)の代表消防機関をいう。
- (8) 代表消防機関大興とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された部隊が属する市町村(東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊(法第30条第3項)の属する都道府県をいう。(は)

- (11) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (12) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) 進出拠点とは、出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、又は進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内における一時的な進出の目標とする拠点をいう。(い) (に)
- (15) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が別の被災地に出動することをいう。(に)

第 2 章 応援等実施計画

(応援等実施計画)

第 3 条 指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、基本計画を踏まえて、指揮支援部隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するよう努めるものとする。

- 2 前項の指揮支援実施計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 指揮支援部隊の編成
 - (2) 出動態勢
 - (3) 情報連絡体制
 - (4) その他必要な事項
- 3 都道府県知事は、基本計画及び当該都道府県内の市町村等に係る緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、都道府県隊が参集し、被災地へ出動するための都道府県隊応援等実施計画を策定するものとする。(に)
- 4 前項の都道府県隊応援等実施計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 都道府県隊の編成
 - (2) 都道府県隊の集結場所
 - (3) 情報連絡体制
 - (4) その他必要な事項
- 5 都道府県知事は、第 3 項の都道府県隊応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、代表消防機関の長は、登録市町村の消防庁の意見の集約を行うものとする。

(部隊編成)

第 4 条 緊急消防援助隊の部隊の編成は、基本計画及び長官通知に定めるところによるほか、次項及び第 3 項に定めるところによるものとし、具体的には、前条の指揮支援実施計画及び都道府県隊応援等実施計画に定めるところによるものとする。

- 2 指揮支援部隊は、第一次編成指揮支援部隊と第二次編成指揮支援部隊をもって編成するものとする。
- 3 都道府県隊の編成は、次の例によるものとする。
 - (1) 都道府県隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとし、管内災害対応等のため代表消防機関の指揮隊が出動できない場合は、代表消防機関代行の指揮隊をもって編成するものとする。
 - (2) 大隊の編成は、各都道府県隊単位とし、「(〇〇都道府県) 隊」と呼称する。
 - (3) 中隊の編成は、各都道府県隊の登録の状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、又は消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防機関) 中隊」、又は「(消火) 中隊」等と呼称するものとする。(ろ)

各中隊長は、都道府県隊長が指定するものとする。

(4) 小隊の編成は、各車両又は付加された任務単位とし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。

(5) C災害、B災害及びN災害に対する部隊の編成は、毒劇物等対応隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた部隊により特別に編成するものとする。

(6) 航空部隊及び水上部隊は、機体特性等を考慮し、別に編成する。

第3章 応援等出動

(応援等の体制の区分)

第5条 緊急消防援助隊による応援等の体制の区分は、次のとおりとする。

(1) 第一次応援体制とは、指揮支援部隊及び基本計画第2章第3節2(1)の第一次出動都道府県隊が出動する体制をいう。

(2) 第二次応援体制とは、第一次応援体制に加え、基本計画第2章第3節2(2)の出動準備都道府県隊が出動する体制をいう。

(3) 特別応援体制とは、基本計画第2章第3節3の東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震その他の大規模地震の場合における応援等の体制、並びに特殊災害時において(1)、(2)だけでは十分な対応がとれない場合において、長官が別に定めるところにより出動する体制をいう。(は)

(応援要請)

第6条 被災地の属する都道府県の知事は、災害の状況、当該都道府県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、速やかに、長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする(別記様式1-1)

2 被災地の市町村長は、災害の状況、当該市町村の消防力及び当該市町村の属する都道府県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合において、当該都道府県知事と連絡がとれない場合には、直接、長官に対して要請するものとする(別記様式1-2)。

(消防庁災害対策本部等の設置、出動の求め・指示等)

第7条 消防庁は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合、消防庁応急体制整備要領に基づき、被災地の都道府県等から災害情報の収集を行うとともに、庁内に災害対策本部を設置するものとする。

2 長官は、前項の場合において、災害の状況に応じて、法第44条及び基本計画に基づき、災害の状況を把握するため、指揮支援部隊及び航空部隊について出動の求め又は指示を行うものとする(別記様式2-1又は2-2)。また、災害情報の収集及び緊急上房援助隊の活動量ににあたらせるため、必要に応じ、消防庁職員を現地に派遣するものとする(は)(に)

3 長官は、災害の状況及び被災地の消防力等を考慮し、法第44条及び基本計画に基づき、都道府県隊の出動の求め又は指示を行うものとする(別記様式2-1又は2-2)。この場合において、原則として、応援先市町村を指定して出動の求め又は指示を行うものとするが、被災地が複数に及び、求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合には、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行い、第10条に規定する消防応援活動調整本部と調整のうえ、部隊配備を行うものとする。(は)(に)

4 緊急消防援助隊の部隊配備は、原則として、都道府県隊を単位として行うものとし、指揮支援部隊の所属する消防機関の部隊が含まれる都道府県隊については、原則として、当該指揮支援部隊の担当する区域に配備するものとする。

5 航空部隊及び水上部隊は、機体特性等を考慮し、原則として、第10に規定する消防応援活動調整本部と調整のうえ、配備するものとする。(に)

(部隊の出動等)

第8条 長官の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、緊急消防援

助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。当該求め又は指示を受けた登録市町村の長は、速やかに部隊を出動させるものとする。代表消防機関（代表消防機関代行の指揮隊をもって都道府県隊を編成する場合にあっては、代表消防機関代行。以下同じ。）は、第3条第3項の都道府県隊応援等実施計画に基づき、集結場所、集結時間を指定し、各登録市町村の消防機関に連絡するものとする。

- 2 長官の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに部隊を出動させるものとする。

（出動準備及び出動可能隊数の報告）

第9条 登録市町村の消防機関及び登録都道府県の航空隊は、基本計画に定めるところにより、緊急消防援助隊の出動準備を行うものとする。この場合において、登録市町村の消防機関は、直ちに可能出動隊数を都道府県及び代表消防機関に報告するものとし（別記様式3-3）、都道府県は、当該都道府県隊の出動可能隊数を消防庁に報告するものとする（別記様式3-2）

- 2 第一次出動都道府県隊は、震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震災害が発生した場合、津波警報（大津波）が発表された場合又は火山の噴火災害が発生した場合は、基本計画に定めるところにより出動の準備を行うとともに、都道府県を通じて長官の求め又は指示を確認後（都道府県と連絡がとれない場合には、直接、消防庁に長官の求め又は指示を確認後）、出動するものとする。（に）（ほ）
- 3 長官は、政令市等以外で震度5強の地震が発生した場合等災害の状況に応じて、緊急消防援助隊の出動の可能性があると考えられるときは、第一次出動都道府県隊等について、出動の準備を求めるものとする。この場合における出動可能隊数の報告については、第1項の例によるものとする。（に）（ほ）

（注）大規模災害又は特殊災害発生時には、消防庁から都道府県あてに出動準備及び出動可能隊数の報告の求めについて通知する（別記様式3-1）予定であるが、消防庁からの通知がない場合であっても、都道府県は災害の状況に応じて必要と判断される場合には、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

（注）登録消防機関は、都道府県及び代表消防機関に対して出動可能隊数を報告するものとしているが、各代表消防機関は、東海地震等別に定める場合には、別途定める連絡調整担当消防機関にその内容を報告するものとし、当該連絡調整担当消防機関は、その内容をとりまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

（消防応援活動調整本部の設置）

第10条 被災地の属する都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に質するため、法第44条に規定に基づき緊急消防援助隊が出動した場合は、直ちに法第44条の2の規定に基づく消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、当該都道府県の知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置することを妨げないものとする。（に）

- 2 調整本部は、都道府県災害対策本部と密接な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。（に）
- 3 法第44条の2第5項の規定に基づく調整本部の本部員については、次の例を参考に、事前に定めておくものとする。（に）
 - (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び防災航空隊職員（に）
 - (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行（に）
 - (3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、当該市町村を所轄する消防本部の職員（に）

- (4)法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長 (に)
- 4 被災状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により、調整本部と連絡を取り合うなど適宜対応することを妨げるものではない。(に)
 - 5 調整本部の事務は、法第44条の2第2項の各号の事務として、次の事務をつかさどるものとする。(に)
 - (1)緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。(に)
 - (2)被災地を所轄する消防本部の消防隊、当該被災地の属する都道府県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関すること。(に)
 - (3)各種情報の集約・整理に関すること。(い)(に)
 - (4)自衛隊、警察等関係機関との連絡に関すること。(に)
 - (5)その他必要な事項に関すること。(に)
 - 6 消防応援活動調整本部長(以下「調整本部長」という。)は、法第44条の2第8項の規定に基づき、調整本部への国の職員その他の者の出席を必要と認め、その要請を行った場合には、消防庁に対し、その旨を連絡するものとする。(に)
 - 7 応援都道府県隊長は、努めて調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報の収集及び提供等を行うものとする。(ろ)(に)
 - 8 調整本部は、受援都道府県名を使用し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。(に)
 - 9 当該都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所及びその構成員を、長官に対して速やかに連絡するものとする。(に)
 - 10 当該都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い、調整本部を廃止した場合には、速やかに、その旨を長官に連絡するものとする。(に)

(後方支援本部の設置)

- 第11条 都道府県隊を出動させた消防機関は、円滑な後方支援を実施するため、当該都道府県の代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。
- 2 後方支援本部は、当該都道府県内の登録市町村の消防機関との連絡調整を行うとともに、出動部隊の活動状況について、当該出動部隊の属する市町村に対する情報提供を行うなど、出動部隊の活動支援を行うものとする。(に)

(集結場所及び進出拠点の調整・連絡等)

- 第12条 集結場所及び進出拠点の調整及び連絡等については、原則として次のとおりとする。(い)

(1)都道府県隊の集結場所

代表消防機関は、都道府県隊応援等実施計画に定めるところにより、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて集結場所を決定し、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県又は調整本部と調整するものとする。

ただし、東海地震又は首都直下地震など被害が複数の都道府県に及ぶ地震を想定して策定された緊急消防援助隊アクションプランがある場合は、これらに定めるところによるものとする(以下(2)及び(3)について同じ)。(い)(ろ)(は)(に)

(2)受援都道府県における進出拠点の決定

消防庁は、災害の状況及び道路の状況等を踏まえ、受援都道府県(又は被災地)と調整のうえ、進出拠点を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の代表消防機関)に連絡するものとする。(い)

(3)都道府県隊の出動ルート

都道府県隊長は、受援都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁に報告するとともに、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。

なお、出動途上における状況の変化等によって出動ルート及び進出拠点を変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部にその旨報告するものとする。(い)(に)

(4) 進出拠点に到着後の都道府県隊長の任務

- ア 都道府県隊長は、進出拠点に到着したときは、速やかに都道府県名、部隊規模を調整本部に報告するものとする。(い) (に)
- イ 都道府県隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、進出拠点に到着後、調整本部に対し、応援先市町村を確認するものとする。(い) (に)
- ウ 進出拠点が高速道路等のインターチェンジ等の場合は、都道府県隊長のみが先行し、前ア及びイの任務を実施し、無線等により当該都道府県隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。(に)

第4章 部隊移動

(部隊移動の基本) (に)

第13条 法44条及び法44条の3の規定に基づく部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点等を踏まえつつ、原則として新たな部隊の投入によりがたい、次に掲げる場合について行うものとする。

- (1) 地理的要因により新たな部隊の投入には時間を有し、人命救助のためそのいとまがない場合
 - (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
 - (3) 東海地震等の大規模災害で、緊急消防援助隊が不足し新たな部隊投入が不可能な場合
- 2 前項の部隊移動については、大隊単位を原則とする。
ただし、人命救助のため、特別の資機材を有している部隊の部隊移動を行う場合等、災害の状況に照らし特別の事情がある場合は、この限りではない。

(長官の求め又は指示による部隊移動) (に)

第14条 法第44条の規定に基づく長官の求め又は指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 長官は、部隊移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）に、部隊移動に関する意見を聴くものとする（別記様式4-1）。
- (2) 長官は、全豪と同時に、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村長に、部隊移動に関する意見を聴くものとする（別記様式4-1）。
- (3) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式4-2）。
- (4) 緊急消防援助隊行動都道府県知事は、前号による緊急消防援助隊行動市町村長の意見を付して、長官に部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式4-3）。
- (5) 長官は、前3号及び4号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊の属する都道府県の知事に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式4-4、4-5）。
- (6) 長官は、前号の求め又は指示を行った場合は、その内容を緊急消防援助隊行動都道府県の調整本部に情報提供し、当該調整本部は、その旨緊急消防援助隊行動市町村長に連絡するものとする（別記様式4-6）。

(都道府県知事の指示による部隊移動) (に)

第15条 法44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 都道府県知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に部隊移動に関する意見を聴くものとする。
- (2) 調整本部は、前号により意見を求められた場合には、本部員を経由して緊急消防援助隊行動市町

村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の消防応援の状況を総合的に勘案して、都道府県知事に部隊移動に関する意見を回答するものとする。

- (3) 都道府県知事は、前号の調整本部の意見を踏まえ、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式4-7）。
- (4) 前号の指示については、第17条に規定する緊急消防援助隊行動市町村の緊急消防援助隊指揮支援本部を経由して、調整本部の指揮支援部隊長から都道府県隊長に伝達するなど、一元的かつ迅速に行うものとする。
- (5) 都道府県知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかに、その旨を長官に通知するものとする（別記様式4-8）。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、緊急消防援助隊が市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を通じて当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式4-9）
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対し、部隊数、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第5章 応援等指揮活動

（指揮体制）

第16条 緊急消防援助隊は、被災地において、法第47条の規定に基づき、指揮者の指揮の下に（都道府県航空隊については、法第48条の規定による。）活動するものとする。（い）（は）

- 2 緊急消防援助隊は、被災地で活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と緊密に連携するものとする。
- 3 指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県隊長は、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、当該都道府県隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 中隊長は、都道府県隊長の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第17条 指揮支援部隊長は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。この場合、指揮支援隊長を本部長とする。

ただし、指揮支援隊長を派遣できない場合は、都道府県隊長の中から、指揮支援部隊長が本部長を指名するものとする。（ろ）（に）

- 2 指揮支援本部は、次の事務をつかさどるものとする。
 - (1) 指揮者の指揮の下、部隊配備された都道府県隊の活動管理に関すること。
 - (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 調整本部への連絡に関すること。（い）（に）
 - (4) その他必要な事項に関すること。
- 3 指揮支援本部は、受援市町村名を使用し、「〇〇市町村担当緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

（現場到着及び都道府県隊本部の設置）

第18条 都道府県隊長は、現場到着したときは、速やかに、都道府県隊名、人員、車両、資機材等の内容を指揮者及び緊急消防援助隊指揮支援本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に報告し、次の事項について確認するものとする。（い）

- (1) 災害状況

- (2)活動方針
 - (3)活動地域及び任務
 - (4)都道府県隊本部を設置する場合はその位置
 - (5)使用無線系統
 - (6)地水利状況
 - (7)その他活動上必要な事項
- 2 都道府県隊長は、必要に応じて都道府県隊本部を設置するものとする。この場合において都道府県隊長を本部長とする。
 - 3 都道府県隊本部は、次の事務をつかさどるものとする。
 - (1)指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、都道府県隊の活動管理に関すること。
 - (2)都道府県隊の後方支援に関すること。
 - (3)その他必要な事項に関すること。
 - 4 都道府県隊本部は、「〇〇都道府県隊本部」と呼称する。

（情報提供等）（い）

第19条 消防庁は、指揮者、調整本部、指揮支援本部、都道府県隊本部及び都道府県後方支援本部に対し、別記様式5「緊急消防援助隊指揮体制表」等により指揮体制及び情報連絡体制等の明確化を図るとともに、必要な情報提供を行うものとする。（に）

（活動報告等）（い）

第20条 指揮支援部隊長は、災害状況、緊急消防援助隊をはじめとする消防機関の活動状況及びその他必要な事項について、適宜、消防庁及び調整本部に報告するものとする。（に）

- 2 指揮支援本部及び都道府県隊本部の本部長は、それぞれ緊急消防援助隊指揮体制表に基づき直近上位の本部長に対し、災害状況、活動状況及びその他必要な事項について、適宜、報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第21条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次により行うものとする。

- (1)消防庁、調整本部、指揮支援本部及び関係機関間の通信連絡は、消防防災無線、防災行政無線、地域衛生通信ネットワークその他の無線又は有線回線を使用する。（に）
- (2)指揮本部、調整本部、指揮支援本部及び都道府県隊本部相互間の通信は、全国共通波1を使用する。（に）
- (3)被災地が複数にわたる等のため、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長は、全国共通波2及び全国共通波3のいずれかから、消防力の配備及び活動状況に応じて使用波を指定する。（ろ）
- (4)指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合、上記(3)で指定された全国共通波以外の全国共通波の交信が確認されない場合は、指定波以外の全国共通波を指定することができる。ただし、交信が確認された場合は、直ちに当該全国共通波の使用を中止することとする。（ろ）
- (5)都道府県隊本部と同隊に属する中隊との通信及び同一中隊内相互の通信は、県内共通波を使用する。

- 2 全国共通波の運用に際し輻輳が確認された場合、当該全国共通波の運用は、原則として、次により行うものとする。（ろ）
 - (1)無線統制は、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の指示により行う。
 - (2)無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、下記の場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。（に）
 - ア 応援要請を行う場合

- イ 職員等又は消防車両の重大な事故が発生した場合
- ウ 新たな災害が発生した場合
- エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合 (に)

(活動終了等)

第22条 指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の活動の全てを終了する場合は、被災地の都道府県知事に次の事項を報告するものとする。(い)

- (1) 緊急消防援助隊の活動概要 (場所、時間、隊数等)
 - (2) 活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両、資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項
- 2 指揮支援隊長及び都道府県隊長は、指揮者の引揚げ指示があった場合には、速やかに調整本部に報告するとともに、現場における活動を終了するものとする。(い)
- 3 指揮支援隊長及び都道府県隊長は、前項に基づき現場における活動を終了した場合には、前1項に掲げる事項を指揮者及び調整本部に報告し、指揮支援部隊長の引揚げ指示により被災地から引き揚げるものとする。(い) (に)

(帰署 (所) 報告)

第23条 部隊が帰署 (所) した場合には、当該部隊の属する消防機関は、その旨代表消防機関及び応援都道府県に報告するものとする。報告を受けた応援都道府県は、その旨、消防庁に報告するものとする。

第6章 受援計画

(受援計画)

第24条 都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県内の市町村が被災し他都道府県から緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定するものとする。(い)

- 2 受援計画に定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 調整本部の運営体制 (い) (に)
 - (2) 情報提供体制
 - (3) 進出拠点及び当該拠点への連絡体制 (い)
 - (4) 被災地への到達ルート及び燃料補給体制
 - (5) ヘリコプターの離着陸場及び給油体制
 - (6) その他必要な事項
- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、次に定めるところによるものとする。
- (1) 当該都道府県内の消防機関の消防長と調整を行うこと。
 - (2) 地域防災計画の内容と整合を図ること。

第7章 報告

(計画の報告)

第25条 都道府県知事及び指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、指揮支援実施計画又は都道府県隊応援等実施計画を策定又は修正した場合は、長官に報告するとともに、当該都道府県が出動する第一次出動都道府県に該当する都道府県知事に対して、情報提供するよう努めるものとする。(に)

- 2 都道府県知事は、受援計画を策定又は修正した場合は、長官に報告するとともに、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県に該当する都道府県の知事並びに当該都道府県に出動する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するよう努めるものとする。(に)

(活動結果報告) (い)

第 26 条 出動した部隊の所属する消防機関は、応援都道府県及び代表消防機関に、次の事項を報告するものとする(別記様式 6)。

- (1) 消防本部名
- (2) 活動隊数及び隊員数
- (3) 活動開始日時、活動時間
- (4) 活動場所
- (5) 活動概要
- (6) 使用資機材
- (7) 隊員の負傷及び車両・資機材の損傷の状況
- (8) その他特記事項

2 報告を受けた応援都道府県は、その内容を取りまとめ、長官及び受援都道府県に報告するものとする。

第 8 章 その他

(医師等との連携)

第 27 条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師等と連携して行動するよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、都道府県隊の出動にあたり必要と認めるときに被災地に医師を搬送することができるよう、都道府県隊の体制の構築等に努めるものとする。

(関係行政機関との連絡調整)

第 28 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等と連絡調整を行うものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第 29 条 長官は、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に交付するものとする。(い)

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(都道府県知事の事務の委任等) (に)

第 30 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 153 条に基づき、部隊移動又は調整本部に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画等にその旨を明記するものとする。

(都道府県の即応体制等の強化) (に)

第 31 条 都道府県総合防災訓練及び緊急消防援助隊ブロック合同訓練等において、都道府県知事を本部長とする調整本部の運営訓練を行うなど、連携・調整に係る訓練を積極的に実施すること。

2 都道府県知事及び危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断、決定を適切にできる体制を確保すること。

3 調整本部の運営にあたる責任者等については、庁舎近傍に居住する等により、緊急参集できる体制を整備すること。

(その他)

第 32 条 その他緊急消防援助隊について必要な事項は、長官が別に定める。

災害時の相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市長（以下「甲」という。）と玉野市長（以下「乙」という。）との協議により、岡谷市又は玉野市において、災害が発生し、被災市独自では十分に被災者の援護等の応急措置ができない場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、甲又は乙が応援を必要とする場合の応急措置を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員等の応援
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要求のあった事項

（応援要求の手続）

第4条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、文書により要求するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げるものの品名。数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急応援）

第5条 甲及び乙は、事態が緊急を要するときは、応援要求の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

（指揮権）

第6条 応援市の職員等は、被災市の市長の指揮下に入り行動するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った市の負担とする。

（資料の交換）

第8条 甲及び乙は、この規定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成7年4月5日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、おのおのその1通を保有するものとする。

平成7年4月5日

甲 岡谷市長 林 泰章

乙 玉野市長 山根 敬則

災害時の相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市長（以下「甲」という。）と富岡市長（以下「乙」という。）との協議により、岡谷市又は富岡市において、災害が発生し、被災市独自では十分に被災者の援護等の応急措置ができない場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、甲又は乙が応援を必要とする場合の応急措置を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員等の応援
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要求のあった事項

（応援要求の手続）

第4条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、文書により要求するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要求し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急応援）

第5条 甲及び乙は、事態が緊急を要するときは、応援要求の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

（指揮権）

第6条 応援市の職員等は、被災市の市長の指揮下に入り行動するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った市の負担とする。

（資料の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成7年2月23日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、おのおのその1通を保有するものとする。

平成7年2月23日

甲 岡谷市長 林 泰章

乙 富岡市長 廣本 康二

災害時の相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市長（以下「甲」という。）と東伊豆町長（以下「乙」という。）との協議により、岡谷市又は東伊豆町において、災害が発生し、被災市、町で独自では十分に被災者の援護等の応急措置ができない場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、甲又は乙が応援を必要とする場合の応急措置を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (2)生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
- (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4)救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職、技能職等の職員等の応援
- (5)前各号に定めるもののほか、特に要求のあった事項

（応援要求の手続）

第4条 応援を受けようとする市・町は、次の事項を明らかにして、文書により要求するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要求し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1)被害の状況
- (2)前条第1号から第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3)前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4)応援の場所及び応援場所への経路
- (5)応援の期間
- (6)前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急応援）

第5条 甲及び乙は、事態が緊急を要するときは、応援要求の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

（指揮権）

第6条 応援市・町の職員等は、被災市・町の長の指揮下に入り行動するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った市・町の負担とする。

（資料の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料

を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成7年4月11日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、おのおのその1通を保有するものとする。

平成7年4月11日

甲 岡谷市長 林 泰章

乙 東伊豆町長 石原 驍

災害時の医療救護活動に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷市医師会（以下「乙」という。）は災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月1日策定。以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣等）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合には、乙に対し医療救護班の編成及び派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し救護所等を含む災害現場に派遣するものとする。

（医療救護班の他市町村への派遣）

第3条 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、甲は乙を被災市町村の救護活動に派遣することができる。

（災害医療救護計画の策定等）

第4条 乙は、第2条の規定により医療救護活動を実施するための災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、災害医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画を甲に提出する。

（医療救護班の任務）

第5条 医療救護班は、甲が設置する避難所及び救護所等において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病者の収容医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 死者の検案
- (4) 前各号以外の必要な処置

（医療救護班に対する指揮命令）

第6条 甲は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班に対し、乙の長を通じて指揮命令を行う。

（医療救護班）

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるように、医療救護班の輸送確保に努める。

（医療品等の輸送）

第8条 災害時の医療救護活動のため、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(救護所の設置等)

第9条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護場所を設置する。

3 甲は、救護所において医療救護班が必要とする給食及び給水並びに宿舎の手配を行う。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする

2 収容医療機関における費用は、原則として患者の負担とする。

(費用負担)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項第2号の定めによる実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、医療救護活動従事中に乙に属する者が災害を受けたときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年岡谷市条例第24号）の規定に準じて保証を行うものとする。

2 第9条の規定による救護所を開設した医療施設並びに傷病者を転送した医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者による損害補償)

第13条 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償請求額は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(他市町村派遣時における損害補償)

第14条 第3条の規定による医療救護班の他市町村派遣時における損害補償については、別に定める。

(医事紛争の処理)

第15条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡をするものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙との協議のうえ誠意をもって解決のための適当な処置を講ずるものとする。

(報告)

第16条 乙は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第17条 乙は、第11条に規定する費用及び第12条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用等の支払)

第18条 甲は前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し適切であると認め

るときは、その費用を速やかに乙に対して支払うこととする。

(委任)

第 19 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、実施細則で定める。

(協議)

第 20 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度 甲乙協議して決定するものとする。

(協定期間)

第 21 条 この協定の有効期間は、平成 8 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了 1 ヶ月前までに、甲乙いずれから何ら意志表示がないときは、期間満了の翌日からさらに 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、双方その 1 通を保有する。

平成 8 年 4 月 1 日

甲 岡谷市市長 林 新一郎

乙 岡谷市医師会長 向山 弘茂

災害時の医療救護に関する実施細則

平成8年4月1日付けで、岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷市医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定める。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動後、各医療班ごとの「医療救護活動報告書」（様式第1号）、「医療報告書」（様式第2号）、「助産報告書」（様式第3号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第4号）により速やかに甲に報告する。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により速やかに甲に報告する。

（医療施設等損傷報告書）

第3条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定に基づく医療救護活動において、医療施設及び設備を損傷したときは、「医療施設及び設備損傷報告書」（様式第6号）により速やかに甲に報告する。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第11条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第5条 協定書第17条に規定する費用等の請求は、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「費用施設及び設備損傷に係わる損害補償請求書」（様式第9号）により甲に請求するものとする。

（費用等の支払）

第6条 甲は、前2条に規定する費用弁償及び費用等関係書類を確認のうえ、速やかに乙に支払うものとする。

平成8年4月1日

甲 岡谷市長 林 新一郎

乙 岡谷市医師会長 向山 弘茂

災害時における岡谷市と岡谷市内郵便局の協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷市内の郵便局（以下「乙」という。）は、岡谷市地域における地震等による災害時において、岡谷市地域防災計画に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおりに協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲又は乙は、岡谷市地域に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合、相互に協力を要請することができ、要請に対して迅速に対応するように努めなければならない。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置に関すること。
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難所、物資集積場所等としての使用に関すること。
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の使用に関すること。
- (4) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項。

（岡谷市災害対策本部への参加）

第3条 甲は、岡谷市災害対策本部への職員の派遣を乙に対して要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲等の行う防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡の責任者は、甲、乙それぞれ次のとおりとする。

- (1) 甲 岡谷市 環境安全課長 →（危機管理室）
- (2) 乙 岡谷郵便局 総務課長 →（岡谷支店）

（協議）

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議して決定する。

この協定を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成9年5月28日

甲 岡谷市市長 林 新一郎

乙 岡谷市内郵便局代表 岡谷郵便局長 大山 吉久
(平成19年10月1日より郵便事業株式会社岡谷支店)
(平成24年10月1日より日本郵便株式会社岡谷郵便局)

災害時における建設関係応急措置に関する協定書

市内に災害が発生及び発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）応急措置の万全を期するため、岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷建設事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協定を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき、応急措置を実施する必要が生じたときは、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 必要とする活動場所、活動内容及び期間
- (5) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から応急措置の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示に従って応急措置に従事するものとする。

- 2 乙は、災害の状況により連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき応急措置を実施するものとする。
- 3 甲は、乙の応急措置を円滑に行うために表示旗、図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（事業計画）

第4条 応急措置の円滑な実施を図るため、乙は、組織体制、連絡体制を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力のため要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

- 2 前項の規定により、甲が負担する費用の精算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（相手方に対する損害補償）

第6条 甲は、応急措置業務に従事した者が業務に起因して死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は、障害の状態となったときは、岡谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年岡谷市条例第29号）の規定に準じて補償を行うものとする。

- 2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第7条 乙が応急措置従事中に、第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、第3条の規定に基づき応急措置に従事したときは、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員及び名簿
- (2) 応急措置に使用した機器類の種別及び台数
- (3) 応急措置に従事した人員のそれぞれの作業従事時間
- (4) 応急措置に使用した機器類の使用時間
- (5) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を通告するものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

第12条 この協定は、平成10年11月25日から適用する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年11月25日

甲 岡谷市長 林 新一郎

乙 岡谷建設事業協同組合 野口 行敏

災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書

市内に災害が発生及び発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）応急措置の万全を期するため、岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷市水道事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協定を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき、応急措置を実施する必要が生じたときは、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 必要とする活動場所、活動内容及び期間
- (5) その他必要な事項

（協力の実施）

- 第3条 乙は、甲から応急措置の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示に従って応急措置に従事するものとする。
- 2 乙は、災害の状況により連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき応急措置を実施するものとする。
 - 3 甲は、乙の応急措置を円滑に行うために表示旗、図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（事業計画）

第4条 応急措置の円滑な実施を図るため、乙は、組織体制、連絡体制を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

- 第5条 この協定に基づく協力のため要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。
- 2 前項の規定により、甲が負担する費用の精算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（相手方に対する損害補償）

- 第6条 甲は、応急措置業務に従事した者が業務に起因して死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は、障害の状態となったときは、岡谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年岡谷市条例第29号）の規定に準じて補償を行うものとする。
- 2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第7条 乙が応急措置従事中に、第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、第3条の規定に基づき応急措置に従事したときは、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員及び名簿
- (2) 応急措置に使用した機器類の種別及び台数
- (3) 応急措置に従事した人員のそれぞれの作業従事時間
- (4) 応急措置に使用した機器類の使用時間
- (5) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を通告するものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

第12条 この協定は、平成10年11月25日から適用する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年11月25日

甲 岡谷市長 林 新一郎

乙 岡谷市水道事業協同組合 理事長 岩崎 朋弘

【資料30-16】 岡谷市アマチュア無線クラブ

アマチュア無線による災害時応援協定書

災害が発生及び発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）情報の収集及び伝達（以下「通信活動」という。）に関し万全を期するため、岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷市アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う通信活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（通信活動の性格）

第2条 通信活動は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条4号に規定する非常通信の範囲内において、ボランティア精神に基づき行われるものとする。

（応援要請等）

第3条 甲は、災害時において、有線通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、情報の収集等の必要があると認めるときは、乙に加入している無線局の応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた無線局は、電波法に基づき速やかに活動を行うものとする。

（通信統制）

第4条 無線局が第3条第2項の規定により通信活動を行うときは、岡谷市環境安全課長が指定する無線局の統制に従うものとする。

（災害補償）

第5条 本協定に基づき通信活動に従事した者が当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、岡谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年岡谷市条例第29号）の規定に基づき、甲が補償する。

（協議）

第6条 本協定の実施に関し必要な事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第7条 本協定は、平成10年11月25日から適用する。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年11月25日

甲 岡谷市長 林 新一郎
乙 岡谷市アマチュア無線クラブ 会長 藤森 誠

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）とJA信州諏訪（以下「乙」という。）は、岡谷市地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表1のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出（別表2）するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第9条 乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通をそれぞれ保有する。

平成20年10月7日

甲 岡谷市長 今井 竜五

乙 JA信州諏訪
代表理事組合長 金子 文雄

(別表)

最優先供給品目	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 容器入り水・飲料 ◇ パン (菓子パン・調理パン・食パン) ◇ 牛乳 (LL その他) ◇ 果物 (バナナ等) ★レトルト食品 (ごはん・おかず類)
状況に応じて供給する品目	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 缶詰 (イージーオープン) ・ハム・ソーセージ ・インスタントラーメン ・バター・ジャム ・緑茶・コーヒー・紅茶 ・米 ・粉ミルク ・電池 ・懐中電灯 ・ローソク ・マッチ、簡易ライター ・軍手 ・ポリバケツ ・飲料用ポリタンク ◇ カセット式ガスコンロ及びボンベ ・紙コップ ・紙皿 ・トイレットペーパー ・洗剤 ・石けん ・紙おむつ ・生理用品 ・濡れティッシュ ・ゴミ袋 ・運動靴 ・下着・靴下 ・タオル ・蚊取り線香 (夏) ・使い捨てカイロ (冬)

- (1) ★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給すべき品目。
(2) 「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目とし、災害規模や被災者ニーズの変化等の状況に応じて調達、供給する。
(3) 品目は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

(別表2)

甲 連絡先

氏 名	住 所	連絡先
岡谷市 総務部 危機管理室	岡谷市幸町8番1号	電話 0266-23-4811 FAX 0266-24-0689

乙 連絡先

氏 名	住 所	連絡先
J A信州諏訪 本所	諏訪市大字四賀広瀬橋通 7841 番	電話 0266-57-8000 FAX 0266-57-7600

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープながの（以下「乙」という。）は、岡谷市地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通をそれぞれ保有する。

平成11年5月17日

甲 岡谷市長 林 新一郎

乙 生活協同組合コープながの
理事長 米原 俊夫

(別表)

最優先供給品目	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 容器入り水・飲料 ◇ パン (菓子パン・調理パン・食パン) ◇ 牛乳 (LL その他) ◇ 果物 (バナナ等) ★レトルト食品 (ごはん・おかず類)
状況に応じて供給する品目	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 缶詰 (イージーオープン) ・ハム・ソーセージ ・インスタントラーメン ・バター・ジャム ・緑茶・コーヒー・紅茶 ・米 ・粉ミルク ・電池 ・懐中電灯 ・ローソク ・マッチ、簡易ライター ・軍手 ・ポリバケツ ・飲料用ポリタンク ◇ カセット式ガスコンロ及びボンベ ・紙コップ ・紙皿 ・トイレットペーパー ・洗剤 ・石けん ・紙おむつ ・生理用品 ・濡れティッシュ ・ゴミ袋 ・運動靴 ・下着・靴下 ・タオル ・蚊取り線香 (夏) ・使い捨てカイロ (冬)

(1) ★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給すべき品目。

(2) 「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目とし、災害規模や被災者ニーズの変化等の状況に応じて調達、供給する。

(3) 品目は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷下諏訪歯科医師会（以下「乙」という。）は災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣等）

第2条 甲は、防災計画に基づき、救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し救護所等を含む災害現場に派遣するものとする。

（救護班の他市町村への派遣）

第3条 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、甲は乙を被災市町村の救護活動に派遣することができる。

（災害歯科医療救護計画の策定等）

第4条 乙は、第2条の規定により救護活動を実施するための災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、災害歯科医療救護計画を変更した時は、速やかに変更後の災害歯科医療救護計画を甲に提出する。

（救護班の任務）

第5条 救護班は、甲が設置する避難所及び救護所等において救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 歯科傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (2) 歯科傷病者に対する応急処置
- (3) 死体の確認及び検案
- (4) 全各号に定めるほか必要な処置

（救護班に対する指揮命令）

第6条 甲は、救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する救護班に対し、乙の定める長を通じて指揮命令を行うことができる。

（救護班の輸送）

第7条 甲は、乙が行う救護活動が円滑に実施できるように、救護班の輸送確保に努める。

（医療品等の供給）

第8条 災害時の救護活動のため、乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(救護所の設置等)

第9条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に、乙の協力を得て救護所を設置する。

3 甲は、救護所において救護班が必要とする給食及び給水並びに宿舎の手配を行う。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用負担)

第11条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の編成、待機及び派遣に要する費用

(2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項第2号の定めによる実費弁償の額については、甲、乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、救護活動従事中に、乙に属する者が災害を受けたときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年岡谷市条例第24号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 第9条の規定により救護所を設置した医療施設並びに歯科傷病者を転送した歯科医療機関において、救護活動により生じた施設及び設備の破損については、甲が負担する。

(第三者に対する損害補償)

第13条 救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲、乙協議の上決定するものとする。

(他市町村派遣時における損害補償)

第14条 第3条の規定により救護班の他市町村派遣時における損害補償については、当事者が協議の上決定するものとする。

(医事紛争の処理)

第15条 救護活動に起因する医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため必要な処置を講ずるものとする。

(報告)

第16条 乙は、救護活動終了後速やかに、救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第17条 乙は、第11条に規定する費用及び第12条に規定する補償（以下「補償等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用等の支払い)

第18条 甲は、前条の規定により費用等の請求があった時は、その内容を審査し適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(委任)

第 19 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、実施細則で定める。

(協議)

第 20 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については甲、乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第 21 条 この協定の有効期間は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了 1 ヶ月前までに、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書 2 通作成し、甲、乙両者記名押印の上、双方 1 通を保有する。

平成 15 年 3 月 31 日

甲 岡谷市長 林 新一郎

乙 岡谷下諏訪歯科医師会長
宮坂 伸

災害時の歯科医療救護活動に関する実施細則

平成15年3月31日付けで岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷下諏訪歯科医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動後、各歯科医療班ごとの「歯科医療救護活動報告書」（様式第1号）「歯科医療報告書」（様式第2号）および「医療品等使用報告書」（様式第3号）により甲に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第4号）により甲に報告するものとする。

（歯科医療施設等損傷報告書）

第3条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療施設及び設備を損傷したときは、「歯科医療施設お呼び設備損傷報告書」（様式第5号）により甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第11条第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第5条 協定書第17条に規定する費用等の請求は、乙が各歯科医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第6号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第7号）及び「歯科医療施設及び設備損傷に係る損害補償請求書」（様式第8号）により甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、前2条に規定する費用弁償及び費用等については、関係書類を確認のうえ速やかに乙に対し支払うものとする。

平成15年3月31日

甲 岡谷市長 林 新一郎

乙 岡谷下諏訪歯科医師会長
宮坂 伸

(別表)

日当	歯科医師 歯科衛生士 看護師	災害救助法施行細則（昭和 34 年長野県規則第 3 号）の例による。なお、歯科衛生士は看護師の規定を適用する。
旅費	歯科医師 歯科衛生士 看護師	岡谷市職員等の旅費支給条例（昭和 35 年岡谷市条例第 21 号）の例による。 この場合において歯科医師は特別職の規定を、歯科衛生士及び看護師は一般職の規定を適用する。
時間外勤務手当	歯科医師 歯科衛生士 看護師	岡谷市職員の給与に関する条例（昭和 26 年岡谷市条例第 4 号）を準用する。 この場合において、同条例第 15 号の勤務 1 時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

災害時における電設関係応急措置に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）及び岡谷市地域防災計画（以下「防災計画」という。）の規定に基づき、岡谷市の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な措置（以下「応急措置」という。）の実施について、岡谷市（以下「甲」という。）が岡谷市電気工事業組合（以下「乙」という。）に対し要請することに関する基本的事項について定めるものとする。

（市の要請）

第2条 甲は、法第65条及び防災計画に基づき、応急措置を実施する必要があるときは、乙に応急措置の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し速やかに協力するものとする。

（出動方法）

第3条 出動箇所については甲が指定し、乙は甲の要請に基づき各組合員に連絡し、迅速に出動させるものとする。

2 主として電気災害及び、災害地において電設工事が必要として甲が乙に出動要請があったとき並びに、その他の災害時に甲から要請があったときには、協力するものとする。

（事業計画）

第4条 応急措置の円滑な実施を図るため、乙は、組織体制、連絡体制を事前に定めておくものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づく協力のため要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の精算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（損害補償）

第6条 甲は、応急措置業務に従事した者が業務に起因して死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は、障害の状態となったときは、岡谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年岡谷市条例第29号）の規定に準じて補償を行うものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第7条 乙が応急措置従事中に、第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第8条 乙は、第3条の規定に基づき応急措置に従事したときは、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員及び名簿
- (2) 応急措置に使用した機器類の種別及び台数
- (3) 応急措置に従事した人員のそれぞれの作業従事時間
- (4) 応急措置に使用した機器類の使用時間

(5)その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を通告するものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第12条 この協定は、平成17年2月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

甲 岡谷市長 今井 竜五

乙 岡谷市電気工事業組合長
岡谷市山下町二丁目1番12号
株式会社上條電設工業 代表取締役 上條 英雄

組合員 岡谷市幸町6番13号
平澤電気工事株式会社 代表取締役 牛山 浩一

岡谷市天竜町三丁目9番1号
丸登電業株式会社 代表取締役 小口 弘夫

岡谷市若宮一丁目1番27号
株式会社天竜電気商会 代表取締役 佐藤 好英

岡谷市加茂町一丁目3番4号
有限会社太陽電気工事店 代表取締役 篠原 次男

岡谷市田中町一丁目4番23号
岡谷電気工事株式会社 代表取締役 金子 昭次

平成17年2月24日締結/平成20年9月1日変更/平成24年4月1日変更

災害時における救援物資提供に関する協定書

岡谷市（以下「甲」と言う。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」と言う。）は、災害時における救援物資提供及びメッセージボード搭載自動販売機（以下「販売機」と言う。）の運用により、災害時の飲料等供給・情報提供を図り、もって市民の生活、生命及び財産の安全確保に寄与するため、次の通り協定を締結する。

（災害時における販売機を活用した協力）

- 第1条 甲の区域内において、ライフラインが遮断、若しくはその恐れがある災害が発生した場合において、甲は乙に対し甲が設置する災害対策本部等を通じ販売機内の飲料の提供について要請することができるものとする。
- 2 乙は前項に掲げる要請があったときは、販売機内の飲料を甲に無償で提供するものとする。ただし販売機のフリーバンド（無償提供）設定は甲が行うものとする。
- 3 甲は、第1項に掲げる要請を行うときは、救援物資無償提供要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請を行うことができるものとし、後日速やかに救援物資無償提供要請書を提出するものとする。

（災害時における救援物資提供）

- 第2条 乙は、第1条1項に掲げる要請以外に、甲から飲料の提供についての要請があったときは、有償で飲料の優先的な供給を甲に行うものとする。
- 2 前項の飲料の引渡し場所及び費用については、甲乙協議の上定めるものとし、費用は後日、乙からの請求に基づき支払うものとする。
- 3 甲は、第1項の要請を行うときは、救援物資有償提供要請書（様式第2号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請することができるものとし、後日速やかに救援物資有償提供要請書を提出するものとする。

（販売機の設置等）

- 第3条 乙は、甲が管理する施設内等に、販売機を乙の負担により設置するものとする。なお、設置場所及び台数については、甲乙双方でその都度協議するものとする。
- 2 乙は販売機設置後は、その維持管理に努めるとともに、その費用については乙の負担とする。

（メッセージボードの使用）

- 第4条 甲は、販売機に搭載されたメッセージボード（以下「ボード」と言う。）に行政情報及び災害情報（以下「情報」と言う。）を甲の判断により適宜表示できるものとする。
- 2 甲がボードに情報を表示していない時は、乙は、時事通信社の時事ニュースを、表示させるものとし、その費用については乙の負担とする。

（販売機操作の為の機材）

- 第5条 乙は、甲がボードへの情報表示及びフリーバンド設定を行うために必要な機材を甲に無償で貸与するものとする。

（期間）

- 第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了前に、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、この協定を1年間継続するものとし、以後毎年この例による。

(協議)

第7条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年11月13日

甲 長野県岡谷市
長野県岡谷市長 林 新一郎

乙 北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 稲垣 晴彦

様式第1号（第1条関係）

救 援 物 資 無 償 提 供 要 請 書

平成 年 月 日

北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 稲垣 晴彦 様

岡谷市長

印

メッセージボード搭載自動販売機の運用及び災害時における協力に関する協定第3条の規定により、貴社のメッセージボード搭載自動販売機内における飲料の無償提供を要請いたします。

○ 無償提供開始日時

平成 年 月 日 時

◇ 無償提供を行う（メッセージボード搭載型）販売機の設置場所及び台数

設置施設名	設置先住所	設置台数

様式第2号（第2条関係）

救 援 物 資 有 償 提 供 要 請 書

平成 年 月 日

北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 稲垣 晴彦 様

岡谷市長

㊞

メッセージボード搭載自動販売機の運用及び災害時における協力に関する協定第5条の規定により、飲料の有償提供を次の通り要請いたします。

○搬入日時 平成 年 月 日 時

○搬入場所

○ 品名、数量等

品名	数量	備考

岡谷市とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定

岡谷市（以下「甲」という）とエルシーブイ株式会社（以下「乙」という）は、災害緊急放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は「岡谷市地域防災計画」に定める災害に関し、緊急放送を通じて被害の軽減を図り、もって地域住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2)「災害緊急放送」とは、前条の目的を達成する為、甲の要請あるいは乙の独自の判断に基づき乙がコミュニティチャンネルで行う臨時の放送をいう。

（運用）

第3条 災害緊急放送の運用にあたっては、次の各号に定める手順により放送するものとする。

- (1)乙は甲から要請があった場合、あるいは乙が独自に必要と認めた場合、コミュニティチャンネルにおいて優先的にこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適時放送を行う。また、災害対策本部が設置された場合、乙は速やかに災害緊急放送ができる体制を整え、甲は情報提供の窓口を設けるものとする。
- (2)災害緊急放送の内容及び形態、放送時刻は乙の自主判断に基づき行うものとする。

（費用の負担）

第4条 放送に係わる費用負担は以下のとおりとする。

- ◇ 災害緊急放送のシステム維持及び放送に係わる費用は、乙の負担とする。

（協定期間）

第5条 この協定の効力は次のとおりとする。

- (1)協定締結の日から平成19年10月22日までとする。
- (2)協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲または乙からの異議申立てのない場合、協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年10月23日

甲 岡谷市長 林 新一郎

乙 エルシーブイ株式会社 代表取締役社長 務臺 和正

【資料30-24】 社会福祉法人有倫会（要請先：0266-28-6537）

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人有倫会（以下「乙」という。）とは、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月岡谷市策定）に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所（避難援護対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難援護者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定施設）

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

社会福祉法人有倫会 特別養護老人ホーム 洗心荘

（要請）

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続）

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 開設希望期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

（設置及び運営）

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
- (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書（様式第2号）の提出

（運営期間）

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

（避難援護者の移送）

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。

ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月1日

(甲) 岡谷市幸町8番1号
岡谷市長 今井竜五
(乙) 岡谷市長地出早2-6-33
社会福祉法人有倫会
理事長 井口光世

【資料30-25】 医療法人研成会（要請先：0266-28-8910）

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と医療法人研成会（以下「乙」という。）とは、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月岡谷市策定）に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所（避難援護対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難援護者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定施設）

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

医療法人研成会 介護老人保健施設 白寿荘

（要請）

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続）

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 開設希望期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

（設置及び運営）

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
- (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書（様式第2号）の提出

（運営期間）

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

（避難援護者の移送）

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。

ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月1日

(甲) 岡谷市幸町8番1号
岡谷市長 今井竜五
(乙) 岡谷市長地小萩1-11-30
医療法人研成会
理事長 井口光世

【資料30-26】 株式会社 ツクイ（要請先：0266-21-7270）

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と株式会社ツクイ（以下「乙」という。）とは、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月岡谷市策定）に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所（避難援護対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難援護者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定施設）

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

株式会社ツクイ 特定施設入居者生活介護 ツクイ・サンシャイン岡谷

（要請）

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続）

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 開設希望期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

（設置及び運営）

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
- (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書（様式第2号）の提出

（運営期間）

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

（避難援護者の移送）

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。
ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月8日

(甲) 岡谷市幸町8番1号
岡谷市長 今井竜五

(乙) 岡谷市本町2-4-10
株式会社ツクイ
特定施設入居者生活介護 ツクイ・サンシャイン岡谷
施設長 宝田洋雄

【資料30-27】 社会福祉法人平成会（要請先：0266-21-1180）

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人平成会（以下「乙」という。）とは、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月岡谷市策定）に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所（避難援護対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難援護者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定施設）

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

社会福祉法人平成会 介護老人福祉施設 さわらび

（要請）

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続）

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 開設希望期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

（設置及び運営）

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
- (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書（様式第2号）の提出

（運営期間）

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

（避難援護者の移送）

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。

ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月11日

(甲) 岡谷市幸町8番1号
岡谷市長 今井 竜 五
(乙) 塩尻市宗賀1298-92
社会福祉法人平成会
理事長 小 松 弘

【資料30-28】 社会福祉法人平成会（要請先：0266-22-4057）

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人平成会（以下「乙」という。）とは、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月岡谷市策定）に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所（避難援護対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難援護者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定施設）

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

社会福祉法人平成会 養護老人ホーム 岡谷和楽荘

（要請）

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続）

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 開設希望期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

（設置及び運営）

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
- (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書（様式第2号）の提出

（運営期間）

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

（避難援護者の移送）

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。

ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月11日

(甲) 岡谷市幸町8番1号
岡谷市長 今井 竜 五

(乙) 塩尻市宗賀1298-92
社会福祉法人平成会
理事長 小 松 弘

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人サン・ビジョン（以下「乙」という。）とは、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月岡谷市策定）に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所（避難援護対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難援護者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定施設）

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

社会福祉法人 サン・ビジョン グレイスフル岡谷 第2グレイスフル岡谷

（要請）

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続）

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 開設希望期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

（設置及び運営）

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
- (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書（様式第2号）の提出

（運営期間）

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

（避難援護者の移送）

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。

ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月8日

(甲) 岡谷市幸町8番1号

岡谷市長 今井竜五

(乙) 岡谷市加茂町3-8-7

社会福祉法人サン・ビジョン

グレイスフル岡谷 第2グレイスフル岡谷

地域マネージャー 小林美貴

【資料30-30】 社会福祉法人共立福祉会（要請先：0266-22-2772）

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人共立福祉会（以下「乙」という。）とは、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月岡谷市策定）に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所（避難援護対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難援護者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定施設）

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

社会福祉法人共立福祉会 特定施設入居者生活介護 ケアハウス高尾

（要請）

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続）

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 開設希望期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

（設置及び運営）

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
- (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書（様式第2号）の提出

（運営期間）

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

（避難援護者の移送）

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。

ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年2月20日

(甲) 岡谷市幸町8番1号
岡谷市長 今井竜五
(乙) 岡谷市川岸上4-3-7
社会福祉法人共立福祉会
理事長 岩間ひとみ

災害時の医療救護活動に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、岡谷市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画の策定等）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、災害医療救護計画を変更した時は、速やかに変更後の災害医療救護計画を甲に提出するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を行う場合において、乙の協力が必要なときは、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた時は、医療救護計画に基づき、薬剤師班を派遣するものとする。

（薬剤師班の他市町村への派遣）

第4条 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、甲は乙を被災市町村の救護活動に派遣することができる。

（薬剤師班の任務）

第5条 薬剤師班は、甲が避難所、災害現場等に設置する医療救護所において医療救護活動を行う。

2 薬剤師班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（ア）傷病者に対する調剤、服薬指導

（イ）医薬品の仕分け及び管理等

（ウ）前各号に定めるほか必要な活動

（薬剤師班に対する指揮命令等）

第6条 甲は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する薬剤師班に対し、乙の定める長を通じて指揮命令を行うことができる。

（薬剤師班の輸送）

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるように、薬剤師班の輸送確保に努める。

（医薬品等の供給等）

第8条 災害時の医療救護活動のため、乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(調剤費)

第9条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の派遣に要する経費。

(2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、医療救護活動従事中に乙に属する者が災害を受けたときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年岡谷市条例第24号）の規定に準じて補償を行うものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第12条 医療救護活動中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(他市町村派遣時における損害賠償)

第13条 第4条の規定により薬剤師班の他市町村派遣時における損害補償については、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

(医事紛争の処理)

第14条 医療救護活動に起因する医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙との協議のうえ誠意を持って解決のための適当な処置を講ずるものとする。

(報告)

第15条 乙は、医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第16条 乙は、第10条の費用及び第11条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところ方法により行うものとする。

(費用等の支払)

第17条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第18条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練等に参加するものとする。

(実施細則)

第19条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要事項は、実施細則で定めるものとする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、
甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成21年10月28日から平成22年10月27日
までとする。ただし、この協定の有効期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれかか
ら何らか意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するも
のとし、以後同様とする。

この協定の締結を証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、双方
1通を保有するものとする。

平成21年10月28日

甲 岡 谷 市 長

今井 竜五

乙 岡谷薬剤師会
会 長

小池 隆

災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成21年10月28日付けで岡谷市（以下「甲」という。）岡谷薬剤師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第3条の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後、「医療救護活動実施報告書」（様式第1号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第2号）を作成し、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第2条 協定書第10条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

2 協定書第10条第1項第2号に規定する額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

（事故報告）

第3条 乙は、協定書第11条に規定する医療救護活動従事者の災害が発生したときは、「事故報告書」（様式第3号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用等の請求）

第4条 協定書第16条に規定する費用等の請求は、乙が各薬剤師班分をとりまとめ、「費用弁償請求書」（様式第4号）及び「医薬品等実費弁償請求書」（様式第5号）により、甲に請求するものとする。

（支払）

第5条 甲は、前条の請求があったときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

平成21年10月28日

甲 岡谷市長 今井 竜五

乙 岡谷薬剤師会
会長 小池 隆

別表

種類	額
日当	災害救助法施行規則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。
旅費	岡谷市職員の旅費支給条例（昭和35年岡谷市条例第21号）の例による。 この場合において、薬剤師は一般職の職員の規定を適用する。
時間外勤務手当	岡谷市職員の給与に関する条例（昭和26年岡谷市条例第4号）を準用する。 この場合において、同条例15条の勤務1時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

岡谷市(以下「甲」という。)と社団法人長野県建築士会諏訪支部(以下「乙」という。)は、岡谷市内において震災、風水害その他の原因による災害が発生し、または発生する恐れがあるとき(以下「災害時」という。)に、相互に協力し、迅速かつ円滑に災害対応を遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の地域における災害時に、甲の地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲の指定する避難施設に対して、乙が応急危険度判定を実施して住民のより安全を確保するために、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲からの応急危険度判定の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、応急危険度判定を実施するものとする。

2 乙は、震度5弱以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

3 乙は、災害発生後8時間以内に甲が指定した避難施設の応急危険度判定を実施するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、改めて乙に実施時間の延長を要請することができる。

(事前計画)

第4条 甲は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、判定する避難施設をあらかじめ定め、乙に文書で報告するものとする。

2 甲は、判定する避難施設を変更したときは、その内容を速やかに乙に報告するものとする。

3 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、組織体制及び連絡体制(以下「組織体制等」という。)をあらかじめ定めて、甲に文書で報告するものとする。

4 乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

(報告)

第5条 乙は、応急危険度判定に従事する場合、その活動の内容及び状況並びに従事中に知り得た災害情報を、速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、応急危険度判定に従事する場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく応急危険度判定に要した経費は、甲乙協議の上決定する額を甲が負担するものとする。

(災害補償)

第7条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、応急措置の業務に従事した者(以下、応急措置従事者という。)の内、この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、岡谷市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年岡谷市条例第29号)に規定する補償基礎額を限度として、甲が補償を行うものとする。

(経費等の請求)

第8条 乙は、第6条に規定する経費及び前条に規定する災害補償(以下「経費等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費等の支払)

第9条 甲は、前条の規定により経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めるときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成21年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれから本協定の改廃について申し出がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当って疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 20 年 11 月 25 日

甲 岡谷市長 今井 竜五

乙 社団法人 長野県建築士会 諏訪支部
支部長 太田 清人

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）とアピタ岡谷店（以下「乙」という。）は、岡谷市において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲が乙に対する要請手続は、応急生活物資供給の要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請できるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第9条 乙は、他の店舗との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成22年10月19日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年10月19日

甲 岡谷市幸町8番1号
岡谷市
岡谷市長 今井 竜五

乙 岡谷市銀座一丁目1番5号
ユニー株式会社
アピタ岡谷店
店長 鈴木 栄

別表

最優先供給品目	<ul style="list-style-type: none"> ★容器入り水・飲料 ★パン（菓子パン・調理パン・食パン） ★牛乳（その他） ★果物（バナナ等） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）
状況に応じて供給する品目	<ul style="list-style-type: none"> ・缶詰 ・インスタントラーメン ・緑茶・コーヒー・紅茶 ・粉ミルク ・懐中電灯 ・マッチ、簡易ライター ・ポリバケツ ・カセット式ガスコンロ及びボンベ ・紙コップ ・トイレトペーパー ・石けん ・生理用品 ・ゴミ袋 ・下着・靴下・上下服等 ・蚊取り線香 ・ハム・ソーセージ ・バター・ジャム ・米 ・電池 ・ローソク ・軍手 ・飲料用ポリタンク ・紙皿 ・洗剤 ・紙おむつ ・濡れティッシュ ・運動靴 ・タオル ・使い捨てカイロ（冬）

- (1) ★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給すべき品目。
 (2) 「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目とし、災害規模や被災者ニーズの変化等の状況に応じて調達、供給する。
 (3) 品目は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

甲 連絡先

氏 名	住 所	連絡先
岡谷市 総務部 危機管理室	岡谷市幸町8番1号	電話 0266-23-4811 FAX 0266-24-0689

乙 連絡先

氏 名	住 所	連絡先
ユニー株式会社 アピタ岡谷店	岡谷市銀座一丁目1番5号	電話 0266-23-7666 FAX 0266-23-9416

別記様式

年 月 日

ユニー株式会社
アピタ岡谷店 様

岡谷市長

災害時における応急生活物資供給の要請書

電話等による連絡の日時	年 月 日 時 分		
要請する物資の種類、数量	品 目	数 量	単 位
搬入希望日時	年 月 日 時 分		
※ 搬入先	所在地		
	名 称	TEL	
	現地担当者名		
備 考			

※このFAXを受信されましたら、すみやかに要請受諾の可否を上記連絡担当者に電話連絡してください。

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長(以下「甲」という。)と、岡谷市長(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、岡谷市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、両地方整備局及び丙が必要とする各種情報の交換等(以下「情報交換」という。)に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第2条 両地方整備局及び丙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 岡谷市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 岡谷市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

(情報交換の内容)

第3条 両地方整備局及び丙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設(河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等)の被害状況に関すること
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要な事項

(情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、丙の要請があった場合又は両地方整備局が必要と判断した場合には、両地方整備局から丙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、両地方整備局及び丙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 両地方整備局及び丙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年12月6日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
国土交通省
関東地方整備局長 下 保 修

乙) 長野県岡谷市幸町8-1
岡谷市
岡谷市長 今井 竜五

【資料30-36】 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成24年12月12日から適用する。

平成24年12月12日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事

乙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8

長野県市長会長

丙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8

長野県町村会長

【資料30-37】 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

第1 総 則

1 目 的

この方針は、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）に対し、長野県（以下「県」という。）と長野県内の市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、迅速かつ的確な支援を行うために設置する長野県合同災害支援チームの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

(1) 代表市町村

長野県市町村災害時相互応援協定に定める代表市町村をいう。

(2) ブロック

長野県市町村災害時相互応援協定に定めるブロックをいう。

(3) 先遣隊

大規模災害が発生した際に、被災状況を把握するため、被災県等へ派遣する長野県職員と市町村職員（代表市町村職員もしくはブロックを代表する市町村職員をいう。以下同じ。）による合同チームをいう。

(4) 現地支援本部

被災県等において支援ニーズの把握、支援に関する調整及び支援の実施を行う組織をいう。

(5) 後方支援本部

支援に際し、長野県庁等において被災県、現地支援本部及び市町村との連絡、調整を行う組織をいう。

(6) 調整会議

支援方針、現地支援本部及び後方支援本部の体制等について調整を行う組織をいう。

第2 被災県等への支援

1 支援を行う被災県等

次に掲げる協定に基づき支援を行うこととなった被災県等とする。

- (1) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（全国知事会）
- (2) 「災害時等の応援に関する協定」（中部圏知事会）
- (3) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）
- (4) 「災害時の相互応援に関する協定」（新潟県）
- (5) 県が新たに締結する災害時応援協定

2 支援の内容

主に、次の支援を行う。

- (1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- (2) 被災者の受入及び施設の提供
 - ① 県内医療機関での傷病者の受入
 - ② 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- (3) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 支援の実施又は終了の決定

- (1) 被災県等に対する支援を実施する場合又は支援を終了する場合は、県危機管理監が県知事、

市長会長及び町村会長の事前の承認を得るものとする。ただし、支援の実施に当たり、緊急を要する場合にあつては、事後の承認をもって足りるものとする。

- (2) 前項の承認後、県は、市町村に対して、県知事、市長会長及び町村会長の連名により、支援の決定又は終了を通知するものとする。

第3 支援体制の整備

1 先遣隊の派遣

- (1) 被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。
- (2) 先遣隊は、県職員2名と市町村職員2名を基本に構成し、隊長は県職員をもってあてる。
- (3) 先遣隊を派遣するブロックの順番、先遣隊の装備品など、派遣を円滑に行うために必要な事項については、あらかじめ県と代表市町村との協議で定める。

2 現地支援本部の設置

- (1) 先遣隊は、被災県等と調整の上、適切な場所に現地支援本部を設置し、運営にあたる。
なお、その場合は先遣隊長を現地支援本部の責任者とする。
- (2) 現地支援本部は、次の業務を行う。
 - ① 被災県等との連絡体制の確立
 - ② 被災県等の支援ニーズの把握
 - ③ 被災県等での職員、物資等の受入調整
 - ④ 広域避難を実施する場合の調整
 - ⑤ 被災県等に対する支援の実施
 - ⑥ その他、支援に必要な業務
- (3) 現地支援本部に派遣する県職員及び市町村職員の人数は、支援状況に応じて後方支援本部で決定する。

3 後方支援本部の設置

支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。ただし、県危機管理監が特に認めた場合は、県庁外に設置することができる。

- (1) 後方支援本部は、県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック1名ずつの市町村職員を基本に構成し、設置後の被災県等への支援状況に応じて人数を定める。
- (2) 後方支援本部の責任者は県危機管理監をもってあてる。
- (3) 後方支援本部の業務
 - ① 現地支援本部との連絡体制の確立
 - ② 現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討
 - ③ 支援内容の県及び市町村への割り振り
 - ④ 支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整
 - ⑤ 費用精算業務
 - ⑥ その他支援に必要な業務

(4) 調整会議

県危機管理監、市長会事務局長、町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員で構成する調整会議を設置し、主に次の事項を協議する。

- ① 支援方針
- ② 現地支援本部及び後方支援本部の体制
- ③ 支援の終了
- ④ その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

第4 県及び市町村において実施する事項

- 1 県が実施する事項
 - (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
 - (2) 県及び市町村の支援可能な職員、物資等の把握
 - (3) 支援可能な職員、物資等の確保
 - (4) その他支援に必要な事項
- 2 代表市町村が実施する事項
 - (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
 - (2) ブロック内市町村の支援可能な職員、物資等の把握
 - (3) 支援可能な職員、物資等の確保
 - (4) ブロック内の連絡体制の整備
 - (5) その他支援に必要な事項
- 3 代表市町村以外の市町村が実施する事項
 - (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
 - (2) 支援可能な職員、物資等の確保及び代表市町村への情報提供
 - (3) その他支援に必要な事項

第5 その他

- 1 訓練の実施
他県で実施する防災訓練に合わせ、先遣隊の派遣訓練、現地支援本部及び後方支援本部の設置訓練、情報連絡に関する訓練を実施する。
- 2 姉妹市町村等の災害時応援協定との関係
この方針は、市町村が姉妹市町村等の災害時応援協定により被災市町村を支援することを妨げるものではない。
- 3 本方針を円滑に運用するために必要な事項は、県及び代表市町村で定める。

災害時における応援協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と諏訪生コン協同組合（以下「乙」という。）とは地震、風水害等の災害時等における応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域に地震、風水害その他による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う支援活動に係る乙の応援協力について、適正かつ円滑な運営を期すため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び応援協力）

第2条 甲は、災害時において、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対し、応援協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、応援協力を行うものとする。

（応援協力の内容）

第3条 前条第2項に規定する応援協力は、次に掲げるものとする。

- (1) 消火用水及び資材用砂・砂利等の供給
- (2) 乙の組合員が所有する重機（オペレーター付）の提供
- (3) 乙の組合員が所有する無線車による連絡網の確保
- (4) 乙の組合員が所有する工場敷地の提供
- (5) その他、甲が必要と認めるもの

（要請手続き）

第4条 甲は、第2条第1項に規定する応援協力の要請を行う時は応援協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条第2項に規定する要請を受けた時は、資機材の提供等必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第6条 乙は、第2条第2項及び第3条に規定する応援協力を実施したときは、応援業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあつては、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第2条2項及び第3条に規定する応援協力を要した提供資材の経費負担については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定により他の地方公共団体の長等の要求に応じて応援活動を行った場合の費用負担は、同法92条に定めるところによる。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費等の支払)

第8条 甲は、前条の規定による経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定書の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届（様式第3号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(災害補償)

第10条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、応援協力の業務に従事した者のうち、この協定に基づき、災害時に応援協力の業務に従事した者が、当該活動により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、岡谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年岡谷市条例第29号）に規定する補償基礎額を限度として、甲が補償を行うものとする。

(情報提供)

第11条 乙は、乙が応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等に積極的に提供するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までの間とする。ただし、期間終了の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年11月28日

甲 岡谷市幸町8番1号
岡谷市

岡谷市長 今井 竜五

乙 諏訪市沖田町五丁目72番地
諏訪生コン協同組合

理事長 笠井 宗近

(様式第1号)

平成 年 月 日

諏訪生コン協同組合
理事長

様

岡谷市長

印

応援協力要請書

災害時における応援協力に関する協定第4条に基づき、下記のとおり協力を要請します。

項目	内容
(1) 災害の状況	
(2) 応援を要する理由	
(3) 応援を要する内容	消火用水 ・ 資材用砂 ・ 資材用砂利
	重機 ・ 重機オペレーター ・ 無線車
	敷地 ・ その他 ()
(4) 具体的内容	※ 数量・設置場所・期限等
(5) 備考	

(様式第2号)

平成 年 月 日

岡谷市長

様

㊟

応援業務実施報告書

災害時における応援協力に関する協定第6条に基づき、下記のとおり報告します。

項目	内 容			
(1) 応援実施内容	消火用水 ・ 資材用砂 ・ 資材用砂利			
	重機 ・ 重機オペレーター ・ 無線車			
	敷地 ・ その他 ()			
(2) 具体的実施内容	※ 数量・設置場所・期限等			
(3) 有償品目	品名	単価	数量	小計
	消費税	円	総合計金額	円
(4) 備 考				

※ 請求書は別途作成、提出致します。

(様式第3号)

作成日 平成 年 月 日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号
岡谷市長 今井 竜五
乙 長野県諏訪市沖田町五丁目72番地
諏訪生コン協同組合
理事長 笠井 宗近

連絡責任者届

災害時における応援協力に関する協定第9条に基づき、下記のとおり報告します。

甲 支援要請責任者

部署名	連絡先
岡谷市総務部危機管理室	電話 0266-23-4811 FAX 0266-24-0689 0266-23-4812 E-mail:kiki@city.okaya.lg.jp

乙 要請先責任者

諏訪生コン協同組合		TEL(0266) 53-1109	FAX(0266) 58-2625	E-mail suwarmcc@olive.plala.or. jp	
連絡順	氏名	役職	携帯	自宅	
1	藤森 康雄	事務長			
2	笠井 宗近	理事長			
3	本道 孔崇	副理事長			

※変更時は速やかに修正し報告する。

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）、長野県石油商業組合（以下「乙」という。）及び長野県石油商業組合諏訪支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡谷市地域防災計画に基づき、災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、もって市民生活の早期安定を図るため、乙及び丙の所有する石油類燃料の甲への供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲は、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供
- (3) 乙及び丙等が取り扱う物資（前2号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 乙及び丙等の給油所における、被災者、帰宅困難者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「被災者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙及び丙等の給油所における被災者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙及び丙等の給油所における傷病者である被災者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、石油類燃料の供給等要請書（様式第1号）によるものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに救援実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第1号から第3号までの規定により、乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等の報告)

第7条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時に備えるものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿(様式第3号)を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について協議するものとする。

(防災意識の向上)

第10条 乙及び丙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙及び丙に対して必要な協力を行うものとする。

(市民への周知)

第11条 甲、乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について市民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲 岡 谷 市

岡谷市長 今 井 竜 五

乙 長野県石油商業組合

理 事 長 渡 邊 一 正

丙 長野県石油商業組合諏訪支部

支 部 長 小 松 市 男

臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定書

諏訪広域連合（以下「甲」という。）とエルシーブイ株式会社（以下「乙」という。）は、諏訪圏域において大規模災害等により、甚大な被害が発生した場合の臨時災害放送局（以下「臨災局」という。）の開設及び運用の基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、諏訪圏域において大規模災害が発生した場合に開設する臨災局の運用について必要な事項を定め、いち早く必要な情報を住民に提供することにより、災害等による被害の軽減を図り、もって住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「大規模災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2) 「臨時災害放送」とは、放送法第八条及び放送法施行規則第七条第二項第二号に規定された放送をいう。

（臨災局の開設）

第3条 甲又は甲の関係市町村は、住民に対し災害関連情報の伝達手段として臨災局の開設が適切であると判断した場合に、甲を開設の主体として免許申請を行うものとする。

2 大規模災害が複数の自治体におよんだ場合及び一自治体において甚大な被害を受けた場合においても前項の判断により免許申請を行うものとする。

（運用）

第4条 甲に臨災局の開設が許可された場合、甲は乙に対しその運用を委託する事ができるものとし、乙はそれを受託するものとする。

2 臨時災害放送の内容等については、別に定める運用マニュアルにもとづき放送するものとする。

3 臨災局としての放送終了については、甲及び甲の関係市町村、乙において協議の上決定するものとする。

（経費負担）

第5条 臨災局の運用について発生した経費は、甲が負担するものとし、乙は別に定める臨災局運営に掛る算出根拠にもとづき請求するものとする。それ以外については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲、甲の関係市町村及び乙は、臨時災害放送の円滑な実施を図るため連絡責任者を置くものとし、変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた事項については、甲乙が誠意をもって協議し決定するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の効力は、次のとおりとする。

- (1) 協定締結の日から平成26年3月31日までとする。
- (2) 協定期間満了日の1箇月前までに、甲又は乙から異議申立てのない場合、協定は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年 8月21日

甲 諏訪広域連合
広域連合長 山 田 勝 文

乙 エルシーブイ株式会社
代表取締役社長 河 口 譲

諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書

諏訪広域連合、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村（以下「市町村等」という。）並びに一般社団法人岡谷市医師会、一般社団法人諏訪市医師会及び一般社団法人諏訪郡医師会（以下「医師会」という。）は、諏訪地域圏域内に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に定める災害のほか、これに準じる災害及び事故であって、集団的に多数の傷病者が生じたために市町村等の長が緊急応急措置を実施する必要があると認めた事態(以下「大規模災害等」という。)が発生した場合において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災した市町村等に対し医療救護の応援活動（以下「応援活動」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害等発生時において、市町村等の長が必要と認めた医師会の協力を得て広域的に行う応援活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（災害時医療救護応援活動計画）

第2条 医師会は、市町村等からの応援活動に関する要請に対し、迅速かつ的確な対応を図るため、災害時において医師会が実施すべき応援活動に関する「災害時医療救護応援活動計画」（以下「計画」という。）を策定し、これを市町村等に提出する。

2 医師会は、計画を変更したときは、速やかに変更後の計画を市町村等に提出する。

3 第1項の計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成、出動体制
 - ア 班の医師、看護師その他職種別構成
 - イ 班の地域別編成、出動体制
- (2) 医薬品等の備蓄体制
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 市町村等は、大規模災害等が発生し、広域的に行う応援活動を実施する必要がある場合には、医師会に対し計画に基づき編成した医療救護班の派遣を要請する。

2 医師会は、前項の規定により市町村等から要請を受けた場合は、直ちに計画に基づき編成した医療救護班を第4条に定める救護所へ派遣するものとする。

3 医師会は、医療機関の収容能力を超える多数の傷病者が短時間に発生すると見込まれる場合など事態が緊急を要するときは、派遣要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援活動を行うものとする。その際、医師会は、遅滞なく市町村等に報告するものとする。

4 市町村等は、医師会が前項の規定により派遣した後において、市町村等が第1項に基づく医療救護班の派遣が必要な災害であったと認めたときは、医師会が派遣したときを要請のあったときとみなす。

（救護所の設置）

第4条 市町村等は、災害の状況により必要に応じて、災害現場、避難所及び応援活動が必要とされる場所等に救護所（以下「救護所」という。）を設置する。

2 市町村等は前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、応援活動が可能な被災地周辺の医療施設に医師会の協力を得て、広域的に対応する救護所を設置する。

(医療救護活動の範囲)

第5条 医療救護班は、救護所において応援活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の行う応援活動の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急処置とし、その内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急的な医療処置
- (2) 医療施設への収容、転送の要否及び収容、転送順位の決定
- (3) 遺体の検案及び死亡確認
- (4) 前各号以外の必要な処置

(医療救護班に対する指揮命令)

第6条 市町村等は、応援活動の総合調整を図るため、医師会が派遣する医療救護班に対し、医師会の長を通じて指揮命令を行う。

(医薬品等)

第7条 市町村等の要請に基づき応援活動のため、医師会が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行する。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用負担)

第9条 市町村等の要請に基づき医師会が応援活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、要請した市町村等が負担するものとする。ただし、市町村等の要請に基づき医師会が派遣し救護所で応援活動を実施したときに要した費用に限る。

- (1) 医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費
 - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- 2 前項第2号の規定による実費弁償の額については、市町村等と医師会が協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第10条 市町村等の要請に基づき医療救護班に属する者が、応援活動従事者中において負傷、罹患又は死亡する被害を受けたときは、市町村等の「消防団員等公務災害補償条例」の規定に準じて、市町村等が補償を行なうものとする。

2 第4条第2項の規定による救護所を開設した医療施設において、応援活動により生じた施設及び設備の損害の補償については、市町村等と医師会が協議の上、決定するものとする。

(医事紛争の処理)

第11条 医師会は、医療救護班が応援活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、誠意をもって解決のための適切な措置を講じ、かつ、直ちに市町村等に報告をするものとする。

(報告)

第12条 医師会は、応援活動終了後速やかに、市町村等の定めるところにより応援活動従事者の氏名及び人数その他応援活動の内容を市町村等に報告するものとする。

(委任)

第 13 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。
(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度市町村等と医師会が協議して決定するものとする。

(協定期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了 1 ヶ月前までに、市町村等又は医師会のいずれから何ら意志表示がないときは、期間満了の翌日からさらに 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書 10 通作成し、市町村等、医師会記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 3 月 20 日

諏訪広域連合 広域連合長	山田 勝文
岡谷市長	今井 竜五
諏訪市長	山田 勝文
茅野市長	柳平 千代一
下諏訪町長	青木 悟
富士見町長	小林 一彦
原村長	清水 澄
一般社団法人岡谷市医師会長	小口 直彦
一般社団法人諏訪市医師会長	塩澤 滋夫
一般社団法人諏訪郡医師会長	小口 晋平

災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書

岡谷市(以下「甲」という。)と長野LP協会諏訪支部(以下「乙」という。)並びに一般社団法人長野県LPガス協会(以下「丙」という。)とは、災害時におけるLPガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるLPガスに係る保安の確保並びに避難所、公共施設等災害対策上重要な施設又は応急仮設住宅に対するLPガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し第4条に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

2 乙は、前項の協力要請を受けた業務の一部について、丙に協力を要請することができる。

3 第1項の規定による要請は、LPガスの供給等要請書(様式第1号)によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を交付するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙及び丙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲内において次条を実施する。

(協力業務)

第4条 協力業務は次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する避難所、公共施設等災害対策上重要な施設又は応急仮設住宅へのLPガスの優先的な供給、また、LPガスを供給する場合のLPガス供給設備工事及びLPガス供給
- (2) 別表に掲げるLPガス設備うち、要請時点で乙及び丙が調達可能な物資の供給
- (3) 供給設備設置場所以外で発見されたLPガス容器について、容器所有者及び供給者が行うべき回収及び保管
- (4) 被災地域のLPガスの一般消費者等(以下「一般消費者等」という。)に対して液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律149号)に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給
- (5) 販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査
- (6) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びLPガス供給のために特に必要な業務

(報告手続)

第5条 乙及び丙は、第3条の協力を行った場合には口頭又は電話で甲に報告し、その後、速やかに協力実施報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条第1号及び第2号の規定により乙及び丙が行った業務の費用並びに乙及び丙が供給したLPガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の長野県平均価格を基準として、甲、乙、丙が協議の上決定す

る。

(役割分担)

第7条 甲は、災害時において円滑にL Pガスを供給するため、あらかじめ公共施設等にL Pガス供給設備を設置又は併設及び防災資材の整備を行うものとする。

2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第4条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。

3 乙は、甲より要請された業務を実施するほか、災害対策上必要と思われる報告を求められたときは、速やかに、甲及び丙に報告する。

(連絡体制)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理室、乙においては乙の事務局、丙においては、丙の事務局とする。

2 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にL Pガス災害対策本部を設置する。

3 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に運用されるよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

4 甲、乙及び丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡体制の整備)

第9条 甲、乙及び丙は、災害時に円滑な協力業務が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、事務担当者名簿を作成し、これを甲、乙及び丙にそれぞれ提出するものとする。

2 前項の事務担当者名簿について、毎年見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、乙及び丙にそれぞれ提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第10条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(災害補償)

第11条 第4条の協力業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、応援活動従事中において負傷、疾病又は死亡する被害を受けたときは、次に掲げる場合を除き、岡谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第29号）の規定に準じて、甲が補償を行うものとする。

(1) 故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害について、乙、丙又は従事者が締結した損害保険契約による保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が相互に協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間満了1ヶ月前までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 3月26日

甲 岡谷市
岡谷市長 今井 竜五 印

乙 長野LP協会諏訪支部
支部長 野口 行敏 印

丙 一般社団法人長野県LPガス協会
会長 小林 芳夫 印

別表

LPガス設備	LPガスボンベ、供給機器一式、コンロ
--------	--------------------

災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部（以下「乙」という。）は、岡谷市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、資機材のレンタルを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（レンタルの協力要請）

第3条 甲は、災害時において、資機材のレンタルを必要とするときには、乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から資機材のレンタルの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、資機材のレンタルを実施するものとする。

（レンタルの範囲）

第4条 甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる資機材
- (2) その他、乙の可能な範囲内で甲が指定する資機材

（要請手続）

第5条 第3条に規定する甲の乙に対する要請手続は、資機材名、数量、規格、搬入場所等を記載した資機材レンタル要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（資機材のレンタルの協力）

第6条 乙は第3条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のレンタルについて、優先的に行うものとする。

2 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、速やかにその実施状況を資機材レンタル実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（資機材の運搬搬入等）

第7条 資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して資機材を確認のうえ引渡を受けるものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮す

るものとする。

(費用の負担)

第8条 前2条の規定により、乙がレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

3 甲の過失によりレンタルした資機材が損傷した場合は、修理費又は時価相当額を甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、遅滞なく支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材のレンタル等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年3月27日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号
岡谷市
岡谷市長 今井 竜五 印

乙 長野県飯田市上郷黒田2731-1
一般社団法人日本建設機械レンタル協会
長野支部
会長 原 茂 印

別表（第4条関係）

○発電機（2～3KVA）	○ツイントイレ
○発電機（10～25KVA）	○本水洗トイレ
○インバーター発電機	○簡易水洗トイレ
○屋内用電圧調整器	○会議用テーブル
○トランス昇圧・降圧	○折いす
○水中ポンプ	○ホワイトボード（脚付）
○エンジンポンプ	○くず入れ
○コードリール（屋内）	○コピー機
○コードリール（屋外）	○レーザープリンター
○投光機（500w・1kw）	○ノートパソコン
○投光機（2灯式）	○衛星電話
○投光機（4灯式）	○コードレス電話
○投光機（バルーン型）	○ブルーヒーター
○軽トラック	○石油ストーブ
○組立ハウス	○テレビ
○コンテナハウス（3坪クラス）	○ファンヒーター
○コンテナハウス（4坪クラス）	○扇風機

年 月 日

一般社団法人日本建設機械レンタル協会
長野支部
会長 様

岡谷市長

資機材レンタル要請書

災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり資機材のレンタルを要請します。

なお、資機材のレンタルを実施したときは、協定書第6条第2項に規定する実施状況報告書（様式第2号）の提出をお願いします。

記

1 レンタルを要請する資機材

搬入希望日	資機材名 (規格等)	数量	搬入希望場所	備考

2 その他必要な事項

年 月 日

岡谷市長 様

団体名 一般社団法人日本建設機械レンタル協会
長野支部
会長

資機材レンタル実施状況報告書

災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書第6条第2項の規定により、下記のとおり資機材のレンタルの実施状況について報告します。

記

1 レンタルを実施した資機材

搬入日	資機材名 (規格等)	数量	搬入場所	備考

2 その他必要な事項

災害等発生時における遺体搬送に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と、一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び公益社団法人長野県トラック協会霊柩部会（以下「丙」という。）とは、災害等発生時における遺体搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害（以下「災害等」という。）が発生し、その災害等により、多数の死亡者が発生した場合に、甲から乙及び丙に対しての霊柩自動車による遺体搬送（以下「搬送」という。）の要請及びその手続きについて必要事項を定めるものとする。

（搬送要請）

第2条 甲は、災害等が発生した場合に搬送を必要とするときは、乙及び丙に対して搬送を要請することができることとする。

（搬送拠点の確保及び火葬計画）

第3条 甲は、前条の要請を行う場合は、予め要請の規模に応じた搬送拠点（駐車スペース、宿泊スペース等）を確保するとともに、火葬計画を立てるものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、岡谷市長が次に掲げる事項を記載した遺体搬送要請書（様式第1号）により行う。ただし、急を要する場合には、担当者が事前に電話等による要請を行うことができることとする。

- (1) 担当者の連絡先
- (2) 要請の理由
- (3) 必要とする霊柩車両数又は遺体の数
- (4) 搬送拠点の場所（所在地、施設名）
- (5) その他必要な事項

（搬送業務）

第5条 甲の要請により、搬送に従事する乙及び丙の協会員は、甲の指示に従い火葬場、斎場等への遺体の搬送に従事するものとする。

2 搬送及び遺体保護のために必要な物品（棺、冷却剤等）は、原則として乙及び丙が調達するものとする。

（搬送実績報告）

第6条 乙及び丙は、前条の規定に基づき搬送を行ったときは、次に掲げる事項を記載した遺体搬送実績報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

- (1) 搬送従事者名及び従事車両数
- (2) 搬送を行った期間
- (3) 使用した物品の種類及び数量
- (4) その他必要な事項

(費用の負担及び算定方法)

第7条 遺体搬送に要した費用及びその付帯費用は、甲が負担する。

2 遺体搬送に関する費用の算定は、地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。

3 付帯費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。

4 搬送従事者の搬送拠点までの走行費用及び搬送拠点での滞在費用については、実費を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙及び丙は、前条により算定した費用を甲に一括して請求するものとする。

2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。

3 甲の要請事項以外に、乙又は丙が遺族の要請により遺体搬送の範囲を超える協力を行った場合、当該協力を要した費用は、乙又は丙が当該要請を行った遺族に請求するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、前条第1項の規定に基づき乙又は丙から費用の支払い請求があったときは、乙又は丙に対して速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第10条 この協定に基づく搬送業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第24号）の規定に準じて、甲が補償するものとする。

2 乙又は丙の搬送業務により生じた霊柩車両の損傷については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第11条 乙又は丙が、この協定に基づく搬送業務従事中に第三者に損害を与えた場合、その賠償方法及び賠償額は、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(広域的な応援体制)

第12条 乙及び丙は、災害の状況を勘案し、必要があると認めるときは単一県協会を越えた広域的な応援体制の構築に努めるものとする。

(会員名簿の提供)

第13条 乙及び丙は、搬送業務の円滑化に資するため、事前に乙及び丙の会員名簿を甲に提出するものとする。協定の有効期間を延長した場合も同様とする。

(協定に関する連絡責任者)

第14条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては岡谷市危機管理室長とし、乙及び丙にあつては、丙の霊柩部会長とする。

(災害情報の提供)

第15条 乙及び丙は、搬送業務中に現認した災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第16条 乙及び丙は、搬送業務中に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(職員の同乗等)

第17条 甲は、必要に応じて乙又は丙の搬送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

2 乙又は丙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じて甲に甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(変更の通知)

第18条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項に重要な変更が生じたときは、その旨を速やかに相互に通知するものとする。

(定期協議)

第19条 甲、乙及び丙は、協定の実効性を確保するため、必要に応じて定期協議を実施するものとする。

(協定の施行日)

第20条 この協定は、協定締結の日から施行する。

(協定の有効期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成28年3月18日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙又は丙いずれかが文書により協定を解除する意思表示をしないときは、更に1年間協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 3月18日

甲 長野県岡谷市幸町8-1
長野県岡谷市

岡谷市長 今井 竜五 ㊟

乙 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館2F
一般社団法人 全国霊柩自動車協会

会 長 一 柳 鏞 ㊟

丙 長野県長野市南長池710-3
公益社団法人 長野県トラック協会 霊柩部会

部 会 長 伊 藤 達 成 ㊟

遺体搬送要請書

一般社団法人全国霊柩自動車協会 会長 殿
 公益社団法人長野県トラック協会 霊柩部会長 殿

長野県岡谷市長 ㊟

災害等発生時における遺体搬送に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり遺体搬送を要請します。

連 絡 先	所在地： 氏名・役職： 電話番号：
要 請 の 理 由	
必 要 霊 柩 車 両 数 （ 又 は 遺 体 の 数 ）	台（又は 体）
搬 送 要 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
搬 送 拠 点	所在地： 施設名： 連絡先：
事 前 連 絡 の 日 時	年 月 日 時 分
備 考	

遺体搬送実績報告書

長野県岡谷市長 殿

一般社団法人全国霊柩自動車協会 会長 ㊟
 公益社団法人長野県トラック協会霊柩部会長 ㊟

災害等発生時における遺体搬送に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり遺体搬送実績を報告します。

連絡先	新宿区四谷3-2-5 一般社団法人全国霊柩自動車協会 専務理事 電話番号：03（3357）7281 長野市南長池710-3 公益社団法人長野県トラック協会 霊柩部会長 電話番号：0266（82）4000
従事者名	社（詳細別紙）
従事した車両	台（詳細別紙）
使用した物品の種類及び数量	物品の種類： 数量 物品の種類： 数量 物品の種類： 数量
搬送実施期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
主な搬送区間	（ ）～（ ）
備考	

大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定

岡谷市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害の発生により乙が運行する交通が遮断した場合及び甲の地域で災害が発生した場合における帰宅困難者対応に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本協定が適用される乙の駅は、岡谷駅及び川岸駅（以下「駅」という。）とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 大規模地震、台風、集中豪雨等の自然災害で、甚大な被害を及ぼす事象をいう。
- (2) 帰宅困難者 大規模災害により乙が運行する交通が遮断した場合又は甲の地域で災害が発生した場合において、自分の家に帰ることができない者をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は、人命を守るために、安全を最優先に行動するものとする。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、大規模災害が発生した際に以下のとおり対応するものとする。

- (1) 乙は、必要と認めるときは、甲と協議のうえ甲が指定する別紙1に定める避難所等に帰宅困難者を誘導することができる。乙は、誘導を実施するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
 - (2) 乙は、前号の措置と並行して、乙の管理する駅（川岸駅を除く。）の構内の安全確認を行い、その結果、一時滞在场所として提供可能と判断した場合は、その旨を甲へ連絡するとともに、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れるものとする。
- 2 前項の対応に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力して人員の配置に努めるものとする。

（情報共有）

第5条 甲及び乙は、大規模災害により帰宅困難者が発生し、又は発生するおそれがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努めるものとする。

- 2 甲は、乙から帰宅困難者発生連絡を受けたときは、警察、消防及び関係機関等に情報を提供するものとする。
- 3 乙は、乙が運行する交通の運転再開状況、その他必要な情報を甲及び帰宅困難者へ提供するものとする。
- 4 甲は、避難所等の開設状況、その他必要な情報を乙及び帰宅困難者へ提供するものとする。
- 5 甲及び乙は、乙が運行する交通の遮断が解消され、乙が駅を帰宅困難者の一時滞在场所として提供することを終了するまで、随時相互に連絡するものとする。

（施設の提供）

第6条 乙は駅の安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を利用できるように努めるものとする。

(平常時の備え)

第7条 甲及び乙は、大規模災害の発生に備え、相互の連絡窓口を別紙2のとおり指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

3 甲は、避難所に変更があった場合は、これを乙に通知するものとする。

4 甲及び乙は、大規模災害発生時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

第8条 本協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定有効期間)

第9条 本協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の翌日から更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年3月18日

甲 岡谷市幸町8番1号
岡谷市
岡谷市長

今井竜五

乙 長野市栗田源田窪992-6
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員長野支社長

川合正敏

甲が指定する避難所【岡谷駅】				
	名 称	所在地	連絡先	収容人員
1	岡谷田中小学校	岡谷市田中町 3-5-17	22-2425	3 9 3名
2	岡谷市勤労会館	岡谷市田中町 3-7-28	23-2201	9 2名
3	岡谷南部中学校	岡谷市湊 2-1-8	22-3243	7 8 7名
甲が指定する避難所【川岸駅】				
	名 称	所在地	連絡先	収容人員
1	川岸公民館	岡谷市川岸中 3-1-29	23-2200	7 2名
2	川岸小学校	岡谷市川岸中 1-1-2	22-2663	3 0 1名
3	岡谷西部中学校	岡谷市川岸中 1-1-1	22-3461	6 2 7名

甲は、必要に応じ、この表にない施設を避難所として指定することができる。

相互の連絡窓口

岡谷市	岡谷駅
<p>○連絡窓口・電話番号 (平日) 岡谷市役所総務部危機管理室 TEL 23-4811 (内線: 1591) FAX 24-0689 (土休日・夜間) 同上 23-4811 ※日直、宿直者から危機管理室職員 へ連絡 ○e-mail: kiki@city.okaya.lg.jp</p>	<p>○連絡窓口・電話番号 岡谷駅 TEL 21-1513 FAX 23-6366 岡谷駅長携帯番号 TEL 080-9208-0335 ○e-mail: n-okayaekicho@docomo.ne.jp</p>

災害時における災害救助犬出動に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人救助犬訓練士協会（以下「乙」という。）とは、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象）

第1条 この協定による活動は、岡谷市内の災害現場において、甲が救助活動のため災害救助犬の出動が必要であると認めた人命検索活動とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、人命検索活動のため災害救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 前項の要請を受けて乙が出動させる災害救助犬の頭数は、災害状況、規模及び検索範囲等を考慮して、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の受託）

第3条 乙は、前条第1項の出動の要請を受けたときは、速やかに乙に属する会員（以下「会員」という。）及び災害救助犬を出動させるものとする。

（活動の実施）

第4条 会員は、出動した災害現場においては、甲の指揮の下に人命検索活動を実施するものとする。

（活動の終了）

第5条 この協定による活動の終了は、甲が人命検索活動の終了を告げたとき、又は災害救助犬による人命検索活動の続行が不可能となったときとする。

（訓練の実施）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める活動を円滑に実施するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条の規定に基づく出動に要する費用及び第6条の規定に基づく訓練への乙の出動に要する費用は、乙において負担するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。

2 前項に定める期間の満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による申し出がなければ、本協定を1年間更新する。

3 前項の規定は、同項の規定により更新した本協定を再度更新する場合に準用する。

（災害現場等における損害補償）

第9条 この協定に基づく会員及び災害救助犬の活動又は訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害の補償を含む。）は、乙及び会員の責任において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定に定める活動又は訓練によって、会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、岡谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年岡谷市条例第29号）の規定に準じて、甲が負担するものとする。

（連絡会）

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるため、必要の都度、連絡会を開催するものとする。

（協定の見直し）

第11条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、両者の合意により協定の変更ができるものとする。

（協議）

第12条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（委任）

第13条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上各1通を保有する。

平成28年3月25日

甲 岡谷市幸町8-1
岡谷市
岡谷市長 今井竜五

乙 神奈川県藤沢市葛原766-1
特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会
理事長 村瀬英博

【資料 30-47】 特定非営利活動法人救助犬訓練士協会

災害時における災害救助犬出動に関する協定実施細目

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害救助犬の出動に関する協定（平成28年3月25日締結。以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、岡谷市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人救助犬訓練士協会（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(出動対象災害等)

第2 甲が乙に、協定第2条に規定する出動を要請する災害等は、次のとおりとする。

- (1) 建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊により人命検索活動が必要な災害
- (2) 土砂崩れ等により人命検索活動が必要な災害
- (3) その他、甲が必要と認める災害

(出動の要請)

第3 甲は、協定第2条に規定する出動を要請するときは、次に掲げる事項を明示して、文書（別記様式1）又は電話等の方法により行うものとする。

- (1) 災害の種別及び場所並びにその概要
- (2) 出動場所
- (3) 連絡方法
- (4) 連絡及び誘導の担当者の所属及び氏名
- (5) その他要請に必要な事項

2 乙は、協定第2条に基づく出動の要請を受け、出動態勢が整ったときは、次に掲げる事項を明示して、文書（別記様式2）又は電話等の方法により、甲に連絡するものとする。

- (1) 責任者の氏名及び連絡先
- (2) 出動人員及び災害救助犬の頭数
- (3) 出動車両の車種及び台数
- (4) 出動予定時間及び到着予定時間
- (5) その他必要な事項

3 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

甲	連絡先	岡谷市総務部危機管理室	住所：岡谷市幸町8-1 電話：0266-23-4811（1591） FAX：0266-24-0689
乙	連絡先1 （昼）	特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会	住所：神奈川県藤沢市葛原766-1 電話：0466-49-3220 FAX：0466-49-3222
	連絡先2 （休日、夜間）	八ヶ岳国際救助犬育成センター	住所：諏訪郡富士見町落合6728 電話：080-5067-4356

(連携活動)

第4 甲及び乙は、協定第6条の規定による訓練について、実践的な訓練を年1回以上実施し、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

(活動状況の通知)

第5 乙は、活動が終了したときは速やかに、甲に対して次の事項を別記様式3により通知するものとする。

- (1) 出動部隊概要（災害救助犬の頭数、人員、車両）
- (2) 活動時間等の経過
- (3) 活動内容
- (4) その他必要な事項

(協議)

第6 この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本書を2通作成し、甲乙それぞれが1通を保管する。

平成28年3月25日

別記様式 1

特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会
理事長 村瀬英博 様
(要請FAX〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇)

岡谷市長 今井 竜五

出 動 要 請 書

災 害 の 種 別	
災 害 場 所	
災 害 概 要	
出 動 場 所	
連 絡 方 法	
現 場 責 任 者	所 属 氏 名
その他要請に必要な事項	

別記様式3

岡谷市長 今井竜五 様

特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会
理事長 村瀬 英博

通 知 書

災害救助犬の出動に係る活動概要は次のとおりです。

災害発生場所

活動年月日	出動部隊	活動時間 (計)	活動内容
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 両 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 両 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 両 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	

※ 出動時間は、出動から帰宅までの時間 (現地に宿泊する場合は活動時間)

災害時における寝具レンタルの協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）とナンシンリフレッシュサービス有限会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所等に必要な寝具のレンタルについて、甲と乙が協力し、迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（レンタルの協力要請）

第3条 甲は、災害時において、避難所等で寝具を必要とするときには、乙に対して寝具のレンタルの協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、乙の調達可能な範囲において、寝具のレンタルを実施するものとする。

（レンタルの範囲）

第4条 甲が乙にレンタルの協力要請をする寝具は、次に掲げるものとする。

- (1) 掛布団
- (2) 敷布団
- (3) 枕
- (4) 毛布
- (5) シーツ、カバー類
- (6) その他乙の調達可能な範囲内で甲が指定する寝具類

（要請手続）

第5条 第3条に規定する協力要請は、寝具名、数量、搬入場所等を記載した寝具レンタル要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（寝具のレンタルの協力）

第6条 乙は甲から前条の要請書の提出を受けたときは、寝具のレンタルについて、優先的に行うものとする。

2 乙は、甲からの要請を実施したときは、速やかにその実施状況を寝具レンタル実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（寝具の運搬搬入等）

第7条 寝具の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが

できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 寝具の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して寝具を確認のうえ、受領するものとする。
- 3 甲は、乙が第1項の規定により寝具を運搬する車両を、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 前2条の規定により、乙がレンタルした寝具の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 甲の過失によりレンタルした寝具が損傷した場合は、修理費等を甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、遅滞なく支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び寝具のレンタル等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の翌日から更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成29年2月17日

甲 長野県岡谷市幸町8-1
岡谷市長 今井竜五 印

乙 長野県岡谷市湊5-6-3
ナンシンリフレッシュサービス有限会社
代表取締役会長 有賀基文 印

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

ナンシンリフレッシュサービス有限公司
代表取締役 様

岡谷市長

寝具レンタル要請書

災害時における寝具レンタルの協力に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり寝具のレンタルを要請します。

なお、寝具のレンタルを実施したときは、協定書第6条第2項に規定する実施状況報告書（様式第2号）の提出をお願いします。

記

1 レンタルを要請する寝具

搬入希望日	寝具名 (規格等)	数量	搬入希望場所	備考

2 その他必要な事項

年 月 日

岡谷市長

様

団体名 ナンシンリフレッシュサービス有限会社
代表取締役

寝具レンタル実施状況報告書

災害時における寝具レンタルの協力に関する協定書第6条第2項の規定により、下記のとおり寝具のレンタルの実施状況について報告します。

記

1 レンタルを実施した寝具

搬入日	寝具名 (規格等)	数量	搬入場所	備考

2 その他必要な事項

防災・減災に関する応援協定

岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村（以下「市町村」という。）と公益財団法人日本財団（以下「財団」という。）は、防災・減災対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市町村の区域内において、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、災害救助法が適用される災害及びその他住民生活に重大な支障が生じる災害が発生した場合における住民生活の早期安定並びにその発生に備えた地域防災力の向上等を図ることを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 市町村及び財団は、前条の目的を達成するため、市町村が防災・減災対策の知識・技術を持った人材の派遣及び必要な支援活動の企画実施に関する事項を財団に要請したときは、誠意をもって積極的に連携協力するものとする。

2 前項に規定する事項の具体的な取組内容及び実施方法等については、別に定める。

（確認事項）

第3条 市町村及び財団は、この協定の締結が、市町村が財団以外の者と連携し協力すること及び財団が市町村以外の地方公共団体と連携し、協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 市町村又は財団がこの協定の内容の変更を申し出たときは、双方協議の上、変更を行うものとする。

（協定の効力）

第5条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市町村又は財団が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（担当者会）

第6条 市町村及び財団は、協力体制の維持及び推進のため、年1回以上担当者会を開催して情報交換等を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、市町村及び財団相互に協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、市町村及び財団が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 3月17日

岡谷市長 今井 竜五

諏訪市長 金子 ゆかり

茅野市長 柳 平 千代一

下諏訪町長 青 木 悟

富士見町長 小 林 一 彦

原 村 長 五 味 武 雄

公益財団法人 日本財団
会 長 笹 川 洋 平

大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定書

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所（以下「甲」という。）と長野県岡谷市（以下「乙」という。）は、双方の行政区域内における大規模土砂災害等に備えた相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模土砂災害等の発生時における減災活動や災害対応等を円滑に進めるため、甲と乙が相互に協力することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、大規模土砂災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う次の業務に関し、乙に対する協力を行うものとする。

- (1) 警戒・避難情報等の発令
- (2) 災害対策資機材の提供
- (3) 大規模土砂災害時等の防災体制の確立

（体制）

第3条 甲と乙は、前条に規定する協力体制の推進に当たって検討会を設置し、情報交換を行うものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。
2 期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもって5年間延長し、以後も同様とする。

（疑議の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙の双方が協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年3月30日

(甲) 長野県駒ヶ根市上穂南7番10号
国土交通省中部地方整備局
天竜川上流河川事務所
所 長 椎 葉 秀 作 印

(乙) 長野県岡谷市幸町8番1号
長野県岡谷市
市 長 今 井 竜 五 印

災害時における相互応援に関する協定書

長野県岡谷市（以下「甲」という。）と埼玉県鴻巣市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に関し、相互に応援活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合において、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が、応急対策等を円滑に遂行できるよう相互に応援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急対策等に必要な資機材又は物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助活動及び応急対策等に必要な職員等の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援要請の窓口）

第3条 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有するものとする。

（応援要請の手続き）

第4条 被災市は、応援を要請しようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書にて要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類及び具体的な内容並びに必要な量
- (3) 応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援活動）

第5条 甲又は乙は、前条の規定により被災市から応援の要請を受けた場合は、その内容に従い応援活動を行うよう努めるものとする。この場合において、特別な事情により応援要請を受けることができない場合は、その旨を速やかに連絡するものとする。

2 甲又は乙は、発生した災害の規模、状況等から被災市が応援要請をすることができない状況にあると判断した場合は、自らの判断において必要な応援活動をすることができるものとする。

（応急物資の輸送等）

第6条 応急物資の輸送及び応援職員の移動については、原則として応援要請を受けた市が

行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援活動に係る経費は、法令その他これに準ずるものに特別の定めがある場合を除き、原則として被災市の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費（前条の移動に係る経費を除く。）は、応援要請を受けた市の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定に基づき行われた応援活動に係る経費の負担については、法令その他これに準ずるものに特別の定めがあるものを除くほか、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、経費の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(損害補償等)

第8条 応援活動に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災市が、被災市と応援要請を受けた市の往復の移動中において生じたものについては応援要請を受けた市が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に関し、定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月20日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号
長野県岡谷市
岡谷市長 今井 竜 五

乙 埼玉県鴻巣市中央1番1号
埼玉県鴻巣市
鴻巣市長 原 口 和 久

災害時における相互応援に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と岡谷市（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙いずれかの地域において、大規模な災害が発生し、甲又は乙が独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条の規定に基づき、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（連絡担当部署）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を連絡担当部課連絡票（別記様式第1号）により定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急対策その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動その他の活動に必要な車両の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時的な受入れのための施設の提供及び被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙の長が特に必要と認める事項

（応援要請の手続）

第4条 被災した甲又は乙（以下「被災自治体」という。）が相互応援を必要とする場合は、応援を行う甲又は乙（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、速やかに次に掲げる事項を災害発生による応援要請について（別記様式第2号）により報告するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 一時的な受入れを希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体の長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続を行うものとする。

（指揮）

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被災自治体の負担とする（第4条第2項の規定により応援する場合を含む）。

2 前項の規定にかかわらず、被災自治体が経費を負担できない特別な理由があるとき（第4条第2項の規定により応援する場合を含む。）は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(情報交換及び交流)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換を行い、交流するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年7月10日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大 田 区

大 田 区 長 松 原 忠 義

乙 長野県岡谷市幸町8番1号

岡 谷 市

岡 谷 市 長 今 井 竜 五

災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と興亜化成株式会社（以下「乙」という。）並びに HARIO 株式会社（以下「丙」という。）は、市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活物資等の供給及び平常時における防災教育の支援を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が日頃から連携し、災害時における住民生活の早期安定及び被災者支援のための生活物資等の迅速な供給並びに、平常時における災害に備えるための教育（以下「防災教育」という。）に協力して取組み、甲の一層の防災力向上に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に避難施設等において生活物資等を必要とする時、又は平常時の防災教育の支援について必要とする時は、乙及び丙に協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙及び丙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲内において次条を実施する。

（協力の内容）

第4条 甲が、乙又は丙に協力を要請する避難施設等における生活物資等の範囲は、次の内容とする。（別紙1参照）

- (1) 避難所等における避難者用の発泡スチロール製のマットの提供、及び使用後の回収
- (2) 避難所等における発泡スチロール製のトイレ用品の提供
- (3) 日用品の備蓄セットの提供
- (4) その他災害時の応急対策に必要な生活物資等として、乙丙が供給できるもの

2 甲が、乙又は丙に協力を要請する防災教育の範囲は、地域における防災教育全般に係わるコーディネートとする。（別紙1参照）

（要請の手続き）

第5条 甲は、第2条に規定する協力の要請を、乙又は丙にするときは、生活物資等要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し等）

第6条 前条の要請書に基づく生活物資等の引き渡し場所への運搬は、原則として要請を請けた乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙が自ら運搬することができない場合は、甲に対して協力を求めることができる。

2 甲は、乙又は丙が防災用品等の運搬を行うときには、乙又は丙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙又は丙が供給した生活物資等の費用及びそれらの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙又は丙が業務の履行後に提出する生活物資等報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）に基づき、災害等発生前における適正な価格を基準とし、甲乙丙が協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 前条第1項に規定する費用について、乙又は丙から報告書に基づく請求があったときは、甲は、速やかにその内容を確認して支払うものとする。

(情報交換)

第9条 この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、甲乙丙の連絡先、連絡責任者及び担当者
を定めて共有するものとし、変更があった場合は、速やかに相手先に報告するものとする。
(別紙2)

2 甲乙丙は、平時から第4条の協力の内容について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。

2 前項に規定する有効期間満了の1か月前までに、甲乙丙のいずれからも申出がない場合は、
期間満了の日の翌日から1年間延長され、以降これと同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して定
めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙、記名押印の上、各自1通を
保有するものとする。

平成30年7月12日

甲	長野県岡谷市幸町8番1号 岡谷市 岡谷市長	今井竜五
乙	長野県伊那市御園180番地2 興亜化成株式会社 代表取締役社長	山岸弘道
丙	長野県東筑摩郡朝日村針尾916番地1 HARIO株式会社 代表取締役	清沢俊太郎

(別紙1) 協力の内容

1. 生活物資等の内容

- ①発泡スチロール製マットの提供と使用後の回収
- ②発泡スチロール製組み立て式トイレ「スチレット」の提供
- ③ニコニコ備蓄セットの提供
- ④その他の防災用品の提供

2. 防災教育の普及支援

- ①防災体験・研修会、講演会の企画
- ②防災出前講座の実施
- ③防災意識調査の実施
- ④一般社団法人防災教育普及協会との連携支援
- ⑤防災教育に関する情報提供

(別紙2) 連絡体制について

甲	長野県岡谷市幸町8番1号	岡谷市総務部危機管理室
電話	0266-23-4811	FAX 0266-24-0689
乙	長野県伊那市御園180番地2	興亜化成株式会社
電話	0265-72-7264	FAX 0265-72-0006
丙	長野県東筑摩郡朝日村針尾916番地1	HARIO株式会社
電話	0263-55-6754	FAX 0263-99-2481

災害時における物資供給に関する協定書

岡谷市(以下「甲」という。)と株式会社プラスワン(以下「乙」という。)とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発動)

第2条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

(供給の要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうちから、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、供給を要請する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の適当な方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(物資の供給)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡しは、甲が指定する場所において行い、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議の上定める方法によるものとする。

- 2 甲は、乙が物資を運搬するときは、当該運搬に係る車両を緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(費用)

第8条 第6条及び前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

- 3 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定す

るものとする。

(有効期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年2月6日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号

岡谷市長 今井 竜 五

乙 山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢1818番

株式会社プラスワン

代表取締役社長 矢崎 金 雄

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、ゴーグル、長靴、軍手、ゴム手袋、革手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、チェーンソー、スコップ、ジョレン、バール、ノコギリ、ハンマー、ワイヤー、ホースリール、一輪車、台車、脚立、工具類、カラーコーン、コーンバー
日用品	マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、ゴミ袋、運動靴、衣類、テープ類
水関係	生活水用ポリタンク
冷暖房器等	ヒーター
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、照明器具、延長コード
トイレ関係	仮設トイレ
その他	雪かき、融雪剤、気泡緩衝材、清掃用具、収納箱

※品種は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

甲 連絡先		
氏 名	住 所	連絡先
岡谷市 総務部 危機管理室	〒394-8510 長野県岡谷市幸町8-1	電 話 0266-23-4811(内線 1591) F A X 0266-24-0689 E-mail kiki@city.okaya.lg.jp
乙 連絡先		
氏 名	住 所	連絡先
株式会社プラスワン 岡谷店	〒394-0083 長野県岡谷市長地柴宮3-3-38	電 話 0266-26-8500 F A X 0266-26-8505 E-mail okaya@plusone-ps.com

災害時における物資供給に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と株式会社ケーヨー（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

（供給の要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうちから、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、供給を要請する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の適当な方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（物資の供給）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡しは、甲が指定する場所において行い、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議の上定める方法によるものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬するときは、当該運搬に係る車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（費用）

第8条 第6条及び前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

3 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決

定するものとする。

(有効期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年2月27日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号
岡谷市長 今井 竜 五
乙 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目2番1号
株式会社ケーヨー
代表取締役社長 醍醐 茂 夫

別表。

災害時における緊急対応可能な物資。

大分類。	主な品種。
作業関係。	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、革手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ジョレン、パール、ノコギリ、ホースリール、一輪車、台車、脚立、工具類。
日用品。	毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器、ポリ袋、衛生用ポリ袋、ホイール、ラップ、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、ローソク、マッチ、使い捨てカイロ、洗剤、石けん、ゴミ袋、生理用品、蚊取り線香、スリッパ、運動靴、衣類。
水関係。	飲料水(ペットボトル)、飲料(ペットボトル)、生活用水ポリタンク。
食料品関係。	レトルト食品。
冷暖房器等。	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、扇風機。
電気用品等。	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ、照明器具。
トイレ関係。	救急ミニトイレ、紙おむつ、トイレトペーパー、サニタリーボックス。
ペット用品。	ペットフード、ペットシート。
その他。	雪かき、融雪剤、カーペット、座布団、布団、清掃用具、収納箱。

※品種は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

甲 連絡先。		
氏 名。	住 所。	連絡先。
岡谷市 総務部 危機管理室。	〒394-8510。 長野県岡谷市幸町8番1号。	電 話 0266-23-4811。 FAX 0266-24-0689。 E-mail kiki@city.okaya.lg.jp。
乙 連絡先。		
氏 名。	住 所。	連絡先。
株式会社ケーヨー。 総務部。	〒264-0032。 千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1。	電 話 043-255-1111。 FAX 043-284-5664。 E-mail soumu@keiyo.co.jp。

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市(以下「甲」という。)と株式会社和が家(以下「乙」という。)とは、岡谷市地域防災計画(昭和40年9月岡谷市策定)に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所(避難援護対象者)

第3条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「避難援護者」という。)は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

(指定施設)

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

株式会社和が家 特定施設入居者生活介護 おはな和が家

(要請)

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(要請手続)

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 開設希望期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

(設置及び運営)

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
- (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書(様式第2号)の提出

(運営期間)

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

(避難援護者の移送)

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月14日

(甲) 岡谷市幸町8番1号

岡谷市長 今井竜五

(乙) 岡谷市山下町一丁目1番22号

株式会社和が家

代表取締役社長 今井祐輔

【資料30-57】 TPRトータルサービス(株) (要請先: 0266-24-8822)

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市(以下「甲」という。)とTPRトータルサービス株式会社(以下「乙」という。)とは、岡谷市地域防災計画(昭和40年9月岡谷市策定)に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所(避難援護対象者)

第3条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「避難援護者」という。)は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

(指定施設)

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

TPRトータルサービス株式会社
特定施設入居者生活介護 さわやか絹の郷信州おかや

(要請)

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(要請手続)

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 開設希望期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

(設置及び運営)

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
- (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書(様式第2号)の提出

(運営期間)

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

(避難援護者の移送)

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月14日

(甲) 岡谷市幸町8番1号
岡谷市長 今井竜五

(乙) 岡谷市赤羽一丁目1番32号
TPRトータルサービス株式会社
代表取締役社長 毛利高德

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市(以下「甲」という。)と社会福祉法人平成会(以下「乙」という。)とは、岡谷市地域防災計画(昭和40年9月岡谷市策定)に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所(避難援護対象者)

第3条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「避難援護者」という。)は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

(指定施設)

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

社会福祉法人平成会 介護老人福祉施設 松風

(要請)

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(要請手続)

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 開設希望期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

(設置及び運営)

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
- (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書(様式第2号)の提出

(運営期間)

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

(避難援護者の移送)

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月14日

(甲) 岡谷市幸町8番1号
岡谷市長 今井 竜 五

(乙) 塩尻市宗賀1298-92
社会福祉法人平成会
理事長 小 松 弘

災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書

岡谷市(以下「甲」という。)と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー諏訪営業所(以下「乙」という。)は、災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、岡谷市内で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲及び乙は、災害時の連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

(災害時の相互協力)

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 甲の救援活動に必要となる活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供

(2) 乙の災害復旧に必要となる甲が管理する道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置

(3) 乙による停電情報等に関する情報連絡員の派遣

(4) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

(電力供給施設に関する保安伐採)

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採(以下「保安伐採」という。)について、その位置や範囲を甲に連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施に当たり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

(災害時における敷地及び施設の提供)

第5条 乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資及び機材類の集積所(以下「前進基地」という。)として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

2 乙は、前進基地の候補となる敷地及び施設をあらかじめ定め、甲に連絡することとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

(定期的な情報交換)

第6条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため、定期的な情報交換等を実施することとする。

(情報管理の徹底)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第8条 本協定の実施に当たっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、自己の責に帰すべき事由より相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

2 期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の解決)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第12条 本協定は2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成 31 年 3 月 22 日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号

岡谷市

岡谷市長 今井 竜五

乙 長野県諏訪郡下諏訪町西鷹野町4559番地43

中部電力株式会社

電力ネットワークカンパニー

諏訪営業所長 東本 清文

【資料 30-60】 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー（株））

災害に係る情報発信等に関する協定書

岡谷市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、岡谷市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、岡谷市が岡谷市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ岡谷市の行政機能の低下を軽減させるため、岡谷市とヤフーが互いに協力して次条に規定する取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、岡谷市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) ヤフーが、岡谷市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、岡谷市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 岡谷市が、岡谷市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 岡谷市が、岡谷市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 岡谷市が、災害発生時の岡谷市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 岡谷市が、岡谷市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6) 岡谷市が、安否確認のため岡谷市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2. 岡谷市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、岡谷市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく岡谷市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、岡谷市から提供を受ける情報について、岡谷市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、岡谷市およびヤフーは、その時期、

方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、岡谷市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、岡谷市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年（2019年）6月21日

岡谷市：長野県岡谷市幸町8番1号
岡谷市
市長 今井 竜 五

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

【資料 30-61】 災害廃棄物等の処理に関する基本協定（大栄環境）

災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう）及び不測の事態において、甲及び甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、岡谷市内において地震等災害及び不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

尚、乙は必要に応じて大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社と協力して本協定書の実施に当たるものとする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲および甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理支援」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定および策定支援
- (2) 災害廃棄物等の撤去、積込作業に関すること
- (3) 災害廃棄物等の収集運搬に関すること
- (4) 災害廃棄物等の処分に関すること
- (5) 前各号に伴う必要な事業に関すること

（災害廃棄物等の処理支援の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社にて、甲が実施する災害廃棄物等の処理支援に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理支援に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 処理計画、処理体制の構築に当たっては関係法令を遵守すること。
- (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮した計画とすること。
- (3) 再利用及び資源化に配慮した計画とすること。

（連絡協議会）

第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される災害および不測の事態について
- (2) 協力要請の手続き、手順について
- (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量について
- (4) 災害廃棄物等の撤去、積込作業について

- (5) 災害廃棄物等の収集運搬について
- (6) 災害廃棄物等の処分について
- (7) その他必要な事項

(個別契約書の締結)

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理支援を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理支援に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

(他被災市町村（都道府県）への応援)

第8条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理支援についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

(甲の解除権)

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(有効期間)

第11条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(規定のない事項の取扱い)

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に協議が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月24日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号

岡谷市長

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社

代表取締役

【資料 30-62】災害時等における電気自動車を活用した電力供給に関する協定（日産自動車(株)・長野日産自動車(株)・松本日産自動車(株)・日産プリンス松本販売(株)）

災害時等における電気自動車を活用した電力供給に関する協定

岡谷市(以下「甲」という。)と長野日産自動車株式会社(以下「乙1」という。)、松本日産自動車株式会社(以下「乙2」という。)、日産プリンス松本販売株式会社(以下「乙3」といい、乙1、乙2及び乙3を総称して以下「乙」という。)及び日産自動車株式会社(以下「丙」という。)は、地震又は風水害等大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、乙及び丙の協力を得て、甲の指定する避難所等(以下「避難所等」という。)へ電気自動車による電力供給を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等において、住民の生命、身体及び財産を守るため、甲が乙及び丙の協力を得て、電力不足が想定される避難所等への電気自動車による電力供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(電気自動車等の貸与要請)

第2条 甲は、災害時等により、避難所等を開設し、電力供給のための電気自動車及び電気自動車用充電スタンド(以下「電気自動車等」という。)を必要とするときは、乙に対し、第1号様式「協力要請書」により電気自動車等の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日書面をもって速やかに処理するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車等を甲に貸与するよう努めるものとする。

2 前項の電気自動車等の貸与に当たり、乙は、電気自動車等を原則無償で甲に提供し、使用させるものとする。

(電気自動車等の貸与実施)

第4条 乙は、第2条の要請により貸与を実施するときは、乙の指定する日時及び場所で電気自動車等を甲に貸与するものとする。

2 電気自動車等の貸与期間(以下「貸与期間」という。)は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望するときは、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。

3 乙は、電気自動車の貸与に当たり、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとし、電気自動車の保管管理場所等と甲の避難所等間の運搬方法は、原則として甲の責任において行うものとする。ただし、甲により移動が困難な場合は、甲と乙が協議し、乙が行うものとする。

(管理等)

第5条 甲は、電気自動車等を乙より提示される使用条件に従って使用し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。この場合において、管理方法その他の取扱いは、甲乙間での協議により取り決めるものとする。

2 甲は、前項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、電気自動車等に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

(事故等の対応)

第6条 甲は、貸与期間中に電気自動車に故障又は紛失等があったときは、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲乙間での協議により取り決めるものとする。

(返却)

第7条 甲は、貸与期間が満了したときは、電気自動車を原状に復した上で乙に返却するものとする。ただし、通常の使用により損耗した部分については、この限りではない。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

(外部給電器の使用上の注意)

第8条 甲は、電気自動車に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む。）するときは、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。この場合において、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被ったときは、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第9条 乙は、災害時等に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙は電気自動車等の普及促進に資する情報を、電力供給に必要な範囲において、甲に提供するものとする。

(連絡調整)

第10条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ第2号様式「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。

2 甲、乙及び丙は、前項の名簿に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第11条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第12条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙及び丙が、この協定に係るプレスリリースその他の外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(譲渡制限)

第14条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙で協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和 2年 11月 27日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号
岡谷市
岡谷市長 今井 竜五

乙1 長野県長野市川合新田3616番地1号
長野日産自動車株式会社
代表取締役社長 富田 信

乙2 長野県松本市高宮北3番6号
松本日産自動車株式会社
代表取締役社長 平井 克哉

乙3 長野県松本市鎌田一丁目16番1号
日産プリンス松本販売株式会社
代表取締役社長 降旗 憲治

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号
日産自動車株式会社
関東リージョナルセールスオフィス
部長 高田 泰伸

【資料 30-63】大規模災害時における避難所としての施設利用に関する協定書（岡谷旅館組合）

大規模災害時における避難所としての施設利用に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷旅館組合（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害（以下「大規模災害」という。）時において、住家が被災し、かつ、生活の本拠を失い、又は失うおそれがある者（以下「要配慮者」という。）の一時的な避難措置として、乙の組合員（以下「組合員」という。）が所有又は運営する旅館・ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を、甲が避難所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（対象施設）

第1条 この協定の対象となる組合員が所有する宿泊施設は、別添のとおりとする。

（要配慮者の範囲）

第2条 要配慮者は、次に掲げる者及び当該者と同一世帯にある者とする。ただし、専門的な介護等が必要な者は除く。

- (1) 高齢者 65歳以上の者
- (2) 障がい者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 乳幼児
- (4) 妊産婦
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める者

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、組合員に対し、宿泊施設を避難所として提供するよう協力要請（以下「協力要請」という。）をすることができる。

- (1) 岡谷市内において大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - (2) 岡谷市地域防災計画に規定する指定避難所の閉鎖後に、自宅、応急仮設住宅又はその他居住施設への入居ができない被災者がいる場合
 - (3) 岡谷市以外で発生した災害による被災者の受入れを、国又は関係都道府県知事から要請された場合
- 2 組合員は、甲から協力要請があったときは、この協定に基づき、宿泊施設の営業に支障を及ぼさない範囲内において、協力するものとする。
- 3 前項の場合において、組合員は要配慮者に対する支援の必要性を認識し、他の一般の避難者よりも優先して、これを行うよう努めるものとする。

（避難者への提供内容）

第4条 宿泊施設は、要配慮者のうち当該施設へ避難をした者（以下「避難者」という。）に対して、次に掲げるものを提供するものとする。

- (1) 宿泊に関すること。
- (2) 食事に関すること。
- (3) 入浴に関すること。
- (4) その他、甲及び乙が協議し必要と認めること。

（協力要請の申入れ）

第5条 協力要請は、宿泊施設提供協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は口頭によるものとし、事後に文書を提出するものとする。

(協力要請の回答)

第6条 組合員は、協力要請があったときは、受入れの可否等について、宿泊施設提供協力要請回答書(様式第2号)により甲に回答するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は口頭によるものとし、事後に文書を提出するものとする。

2 組合員は、協力要請に応じるときは、次条の協力期間について甲と調整するものとする。

(協力期間)

第7条 協力期間は、宿泊施設が避難所として受入れ可能になった日から別に定める日(自宅、公営住宅、民間賃貸住宅及び応急仮設住宅等への入居が完了する日を基準として、甲と組合員が協議のうえ別に定めるものをいう。)までの期間とする。

(費用等の負担)

第8条 組合員が、第4条の規定に基づく提供に要する費用(以下この条において「提供費用」という。)は、甲が負担するものとする。

2 組合員は、避難者に対して提供費用以外の費用が発生するときは、当該費用は当該避難者の負担とする。

3 組合員は、協力期間が満了したときは、甲に提供費用を請求するものとする。ただし、協力期間が長期に及ぶ場合は、甲と組合員が協議のうえ、当該協力期間の途中であっても、費用を請求することができるものとする。

(取消料等)

第9条 組合員は、協力要請に応じた後、甲から取消しがあった場合であっても、当該取消しに伴う損失又は取消料は請求しないものとする。

(連絡体制の確立)

第10条 甲と組合員は、協力要請の手続き、避難所の運営を円滑に行うため、あらかじめ担当者を定め、必要に応じて、相互に連絡を取り合うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲 岡谷市幸町8番1号
岡谷市
岡谷市長 今井 竜五

乙 岡谷市湊一丁目10番21号
岡谷旅館組合(民宿かわもと)
会長 山岡 耕郎

【資料 30-64】 災害時における相互協力に関する協定書（東日本電信電話(株)長野支店）

災害時における相互協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と、東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における通信回線供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、岡谷市内で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、災害時の連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に掲げる事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 甲の救援活動に必要となる活動拠点への電気通信設備の提供

(2) 乙の災害復旧に必要となる甲が管理する道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置

(3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点についてあらかじめ定め、乙に対して連絡するものとする。

（電気通信設備保護のための事前伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に連絡するとともに、事前伐採の実施について協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の実施に当たり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要と認めるときは、乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供するものとする。

（秘密の保持）

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。）を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表してはならない。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合はこの限りでない。

4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用してはならない。

5 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う秘密情報として扱わないものとする。

(1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 秘密情報の取扱については、本協定の期間満了後又は解除後も引き続き順守しなければならない。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施に当たっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲又は乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲又は乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が損害を賠償するものとする。

2 前項各号に定めのない事項は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、それぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以って申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 3年 6月 1日

甲 長野県岡谷市幸町8-1
岡谷市長 今井 竜五

乙 長野県長野市新田町1137-5
東日本電信電話株式会社
長野支店長 榎本 佳一

【資料 30-65】 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人 コメリ災害対策センター）

災害時における物資供給に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第 2 条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

（供給の要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 3 条の規定による要請は、供給を要請する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の適当な方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第 7 条 物資の引渡場所は、甲が指定する場所において行い、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議の上定める方法によるものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬するときは、当該運搬に係る車両を緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 第 6 条及び前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

3 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

（情報交換）

第 9 条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、

災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4年11月 4日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号
岡谷市
岡谷市長 今井 竜五

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ 生理用品、紙おむつ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

【資料 30-66】 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社アクティオ）

災害時における物資供給に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時における物資（レンタル資機材・日用生活雑貨品等）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

（供給の要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の規定による要請は、供給を要請する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の適当な方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給）

第9条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第10条 物資の引渡場所は、甲が指定する場所において行い、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議の上定める方法によるものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬するときは、当該運搬に係る車両を緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

（費用の負担）

第11条 第6条及び前条の規定により乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

3 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月25日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号
岡谷市
岡谷市長 早出 一真

乙 東京都中央区日本橋3-12-2 朝日ビルディング7階
株式会社アクティオ
代表取締役社長 兼COO 小沼 直人